

# 大子町環境基本計画

清らかな水と豊かな緑にはぐくまれ  
自然とともに暮らすまち大子



平成30年3月

 大子町



# はじめに

私たちのふるさと太子町は、久慈川水系の清らかで豊かな水資源、八溝山系と阿武隈山系からなる山々の豊かなみどり、そして、そこに暮らす地域の方々の歴史・文化など、先人たちが残してくれた環境を基盤に今日の私たちの生活が成り立っています。



しかしながら、現代の生活は、経済活動の発展や拡大により、大変便利で豊かになる一方で、エネルギーの大量消費・大量廃棄型の社会経済システムにより、廃棄物の増加やごみの不法投棄をはじめ、地球温暖化や生物多様性の危機など、さまざまな環境問題が原因となり、ゲリラ豪雨などの経験したことのないような自然災害が発生しているといわれています。

このような状況を踏まえ、先人たちが残してくれた、豊かな環境を後世に伝えるという大切な使命を果たすため、平成28年9月に町の責務、町民の責務、事業者の責務を定めた「太子町環境基本条例」を施行し、この条例第8条に示す環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的に推進するため、この度「太子町環境基本計画」を策定しました。

今後は、太子町の望ましい環境の将来像「清らかな水と豊かなみどりにはぐくまれ、自然とともに暮らすまち太子」の実現に向け、積極的に計画の推進に努めてまいります。

この計画を推進するにあたりましては、町民、事業者及び行政が一体となり取り組んでいくことが大切であると考えておりますので、皆様のより一層のご理解とご協力、そして積極的な参画を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定に際しまして、貴重なご意見、ご提言を賜りました環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました多くの方々に、心から感謝申し上げます。

平成30年3月

太子町長 綿引久男

# 目 次

第1章	計画の基本的事項	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の対象地域	2
第4節	計画の期間	2
第5節	各主体の責務	3
第6節	計画の対象範囲	4
第7節	計画の構成	4
第8節	地域の概況	5
第2章	環境の現状と課題	9
第1節	環境の現状	9
第2節	環境意識	17
第3節	環境の課題	21
第3章	計画の方向性	27
第1節	環境の将来像	27
第2節	計画の体系	28
第4章	施策の展開	29
第1節	自然環境の保全・向上	29
第2節	生活環境の保全・向上	32
第3節	地球環境の保全・向上	36
第4節	環境意識の向上	38
第5節	施策の連携	40
第5章	計画の推進	43
第1節	計画の推進体制	43
第2節	計画の進行管理	44

## 資料編

◆ 大子町環境基本計画策定経過 .....	45
◆ 諮問書 .....	46
◆ 答申書 .....	47
◆ 大子町環境審議会委員名簿 .....	48
◆ 大子町環境基本条例 .....	49
◆ 町民アンケート結果 .....	53
◆ 事業者アンケート結果 .....	63
◆ 用語解説 .....	66

本文中の＊印は用語解説があることを示します。



# 第1章

---

## 計画の基本的事項





## 第1章 計画の基本的事項

### 第1節 計画策定の趣旨

本町は、茨城県の最高峰である八溝山を背景に、国の名勝に指定された袋田の滝をはじめとする美しい自然景観や、多くの農林水産物、特産品などを有し、県内有数の観光地として発展してきました。

その一方で、社会情勢の変化による森林の荒廃や耕作放棄地の増加は、イノシシなどによる鳥獣被害をもたらし、貴重な野生動植物の生息生育地を脅かしています。

また、大量生産・大量消費による生活様式は、廃棄物を増やすだけでなく、エネルギー問題など様々な影響を与えています。

さらには、地球温暖化\*等の問題も日々深刻さを増し、酷暑や豪雨など、異常気象による被害が毎年のように発生しています。

このような状況の中、本町では、美しい自然に恵まれた本町の環境の保全等を図るため、平成28年9月27日に「大子町環境基本条例」を制定しました。

大子町環境基本計画（以下「本計画」という。）は、大子町環境基本条例に基づき、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものです。

なお、これまで私たちは豊かで便利な生活の代償に、貴重な自然やエネルギーを消費して来ました。

これからは、限りある資源を賢く活用し、自然とともに暮らしつつ、持続可能で豊かな生活の構築が求められます。

本計画は、生まれたばかりの子どもたちを含め、大子町に住む全ての世代の10年後の未来が明るいものになるよう、人々の知恵を結集し、生活の豊かさと環境保全の両立を目指します。

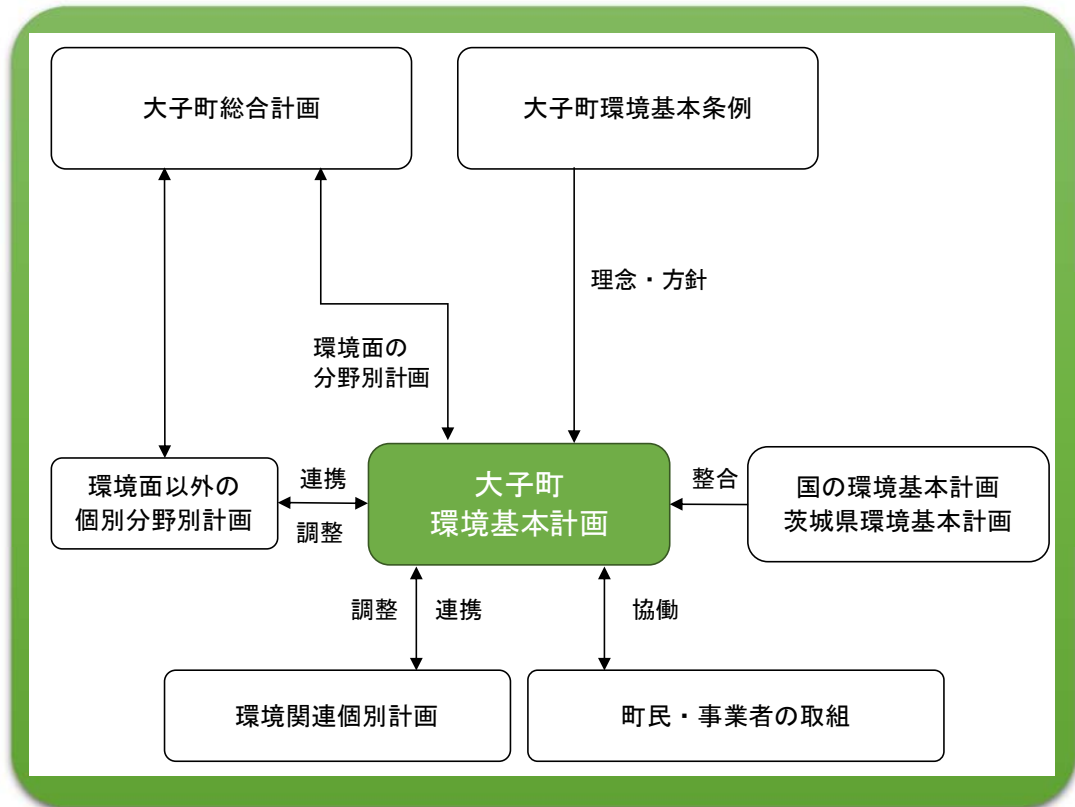


【本町の豊かな環境（袋田の滝：左，永源寺：右上，農村の風景：右下）】

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、大子町総合計画を環境面から実現していくものとして、環境に関わる計画の中で最も上位の計画であり、町の環境に関する施策を推進する上で、その指針となるものです。

なお、本計画は国や県の環境基本計画とも整合を図ります。



## 第3節 計画の対象地域

本計画の対象地域は、大子町全域とします。

## 第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。ただし、計画期間中においても、計画の進捗、社会情勢の変化や新たな環境問題の発生など、状況の変化に適切に対応するため、必要に応じ見直すものとします。

## 第5節 各主体の責務

本計画に掲げる目標を実現していくためには、町・町民・事業者のそれぞれが主体的に環境を守り育むための役割を分担し、相互に連携し協力していくことが必要です。

環境基本条例に示す各主体の責務は次のようになります。

### 町の責務

町は、環境基本条例に定める基本理念に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有します。

### 町民の責務

町民は、環境基本条例の基本理念に基づき、環境の保全等に自ら積極的に取り組むとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有します。

また、その日常生活において、良好な水質の保全、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量その他環境への負荷の低減に努めるものとします。

### 事業者の責務

事業者は、環境基本条例に示す基本理念に基づき、環境の保全等に関する活動を積極的に推進し、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有します。

また、事業活動を行うときは、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の適正な処理を行うとともに、その発生の抑制等を進めることにより環境への負荷の低減に努めるものとします。

## 第6節 計画の対象範囲

本計画の対象は以下のとおりとします。

大子町の環境
自然環境
里地里山，生物多様性など
生活環境
大気環境，水環境，廃棄物など
地球環境
地球温暖化，エネルギー問題など
環境教育
環境学習など

## 第7節 計画の構成

本計画の構成は，次のとおりです。



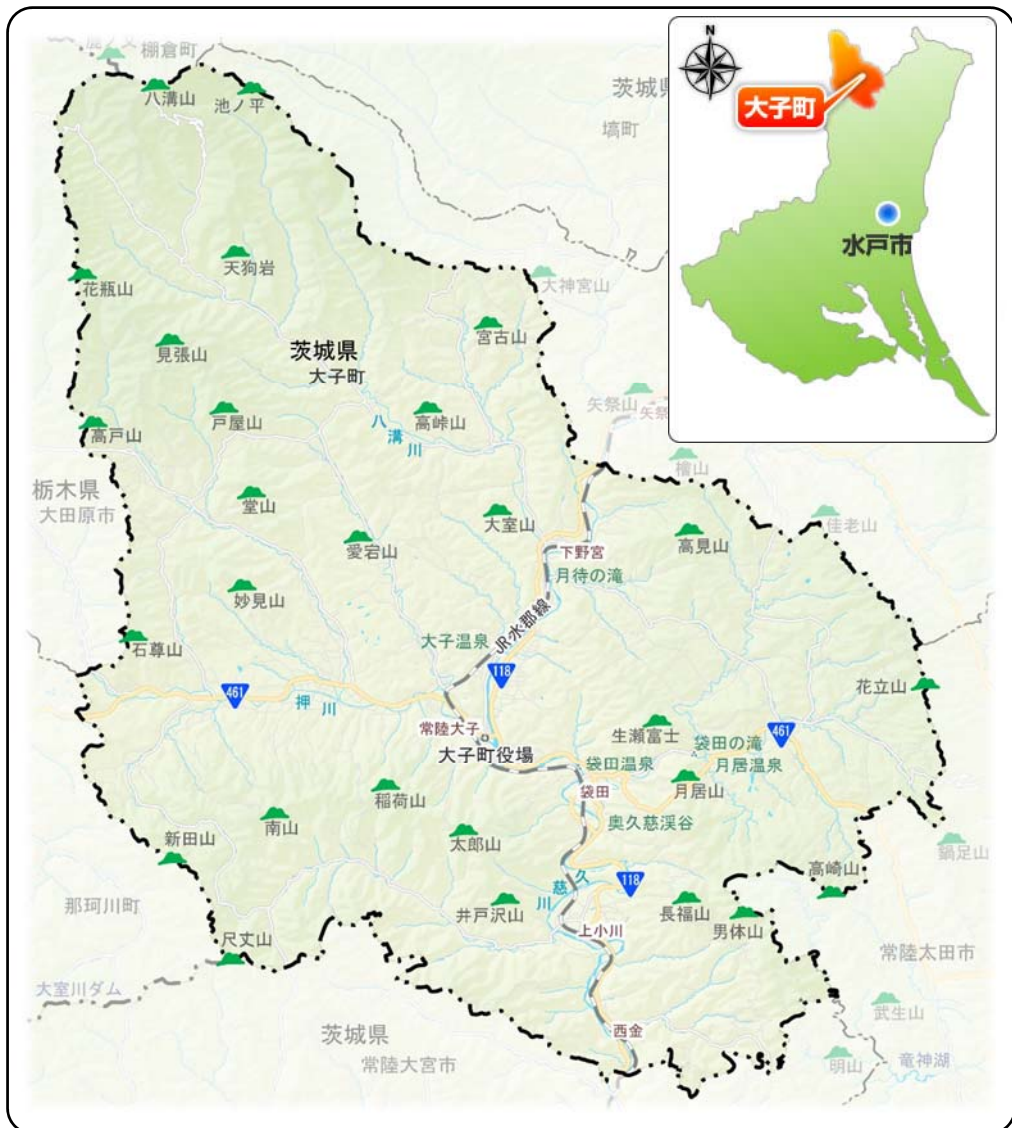
## 第8節 地域の概況

### 1 位置及び地勢

本町は茨城県の最北西端で、北は八溝山系を境に福島県、西は栃木県、東は茨城県常陸太田市、南は茨城県常陸大宮市にそれぞれ接しています。

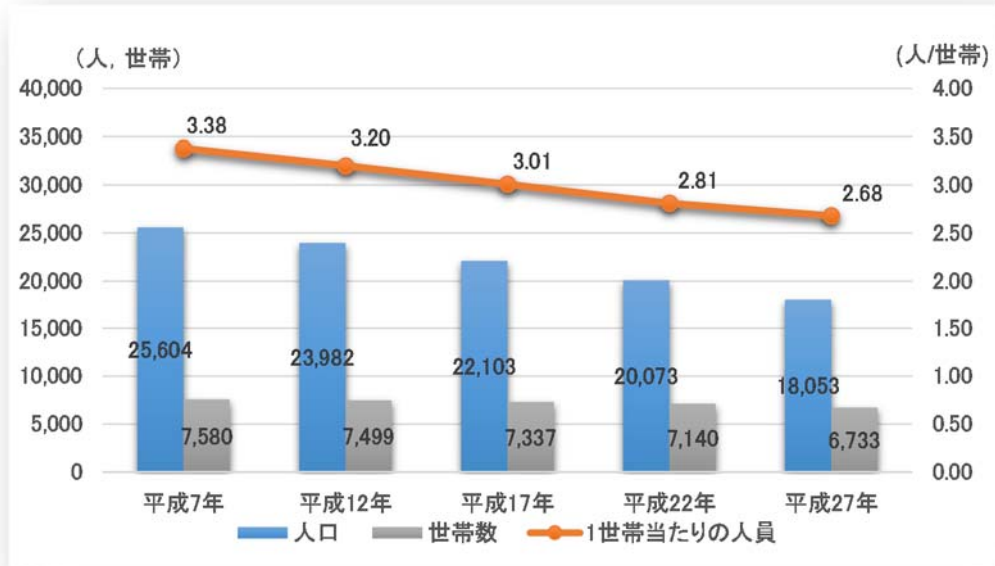
町の約7割は八溝山系と阿武隈山系からなる山地で、これらの山あいから数多くの中小河川が流れ出し、町の中央部を縦断する久慈川に注いでいます。

本町は、国の名勝に指定され、日本三名瀑の1つでもある袋田の滝をはじめ、県内最高峰の八溝山や男体山の秀峰、久慈川の清流、奥久慈温泉郷などの観光資源が豊富であり、県内有数の観光地となっています。



## 2 人 口

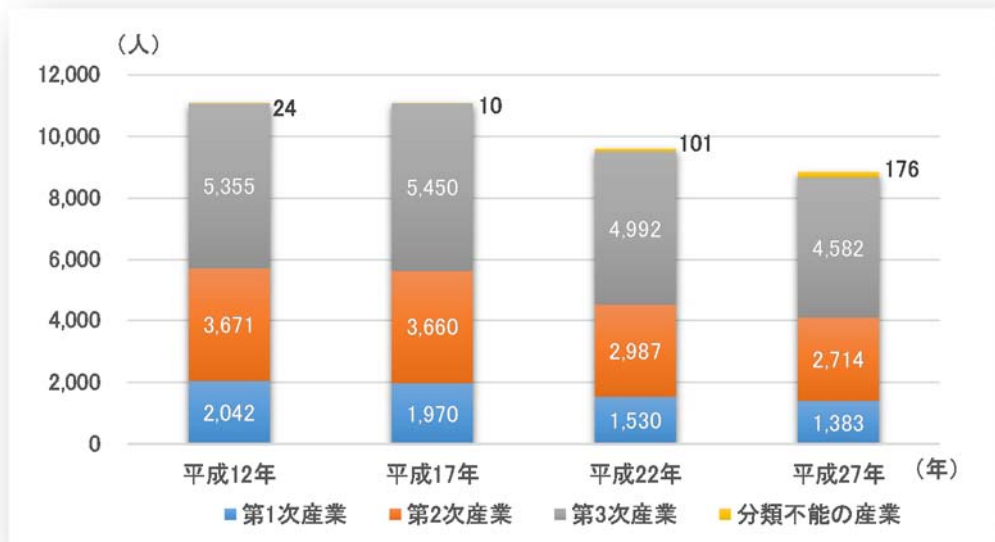
人口、世帯数ともに減少傾向にあります。世帯数の減少より人口減少の比率が大きいので、1世帯あたりの人員数も減少傾向となっています。



出典：国勢調査（各年 10月1日）

## 3 産 業

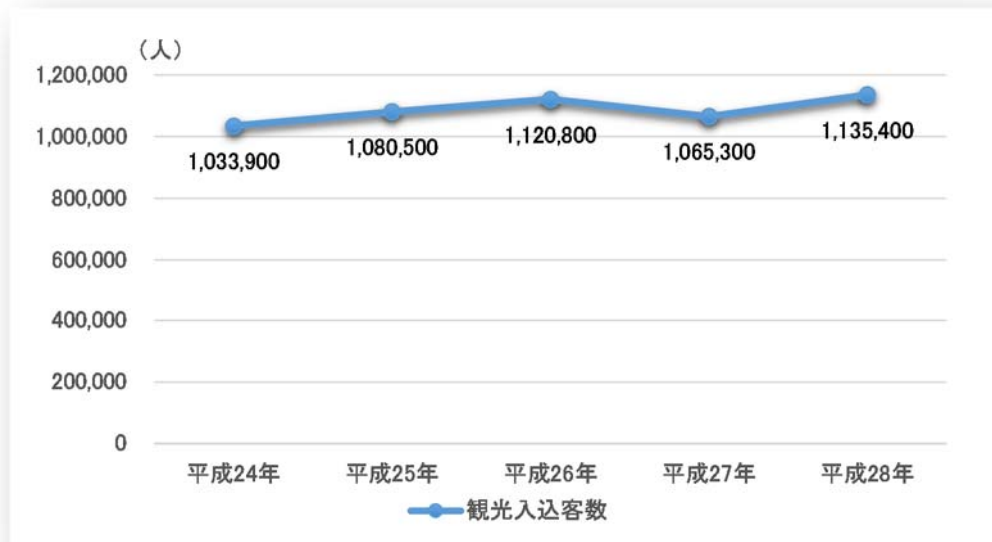
産業別就業者数は、第3次産業が最も多くなっていますが、人口の減少に伴いすべての産業で減少傾向となっています。



出典：国勢調査

また、本町は県内有数の観光地となっており、観光入込客数は毎年百万人を超える実績で推移しています。

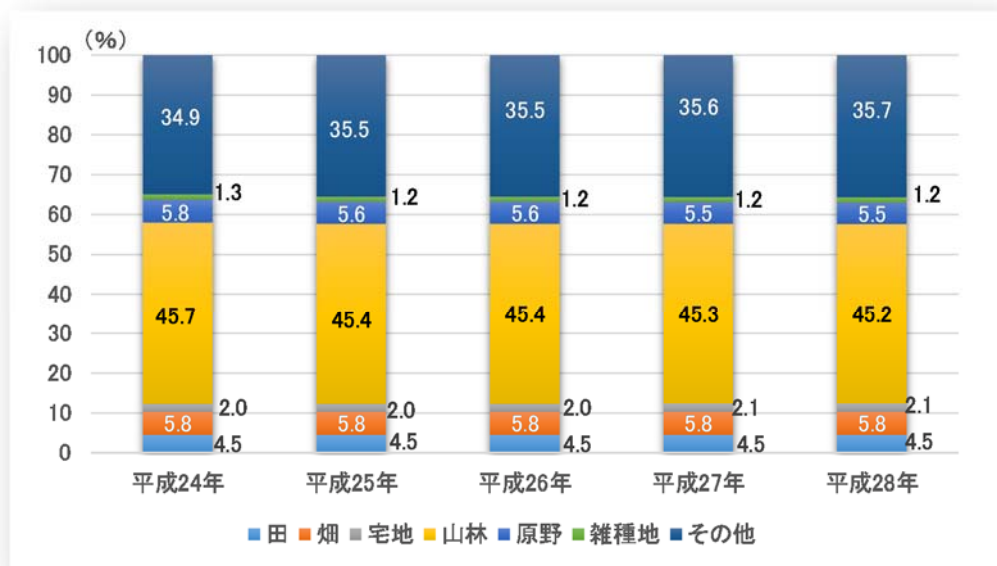
本町の観光資源は袋田の滝や奥久慈温泉郷など、豊かな自然環境が主であるため、関係機関の連携により、観光地の美化活動やごみの持ち帰り運動など様々な環境配慮に取り組んでいます。



出典：茨城県

#### 4 土地利用状況

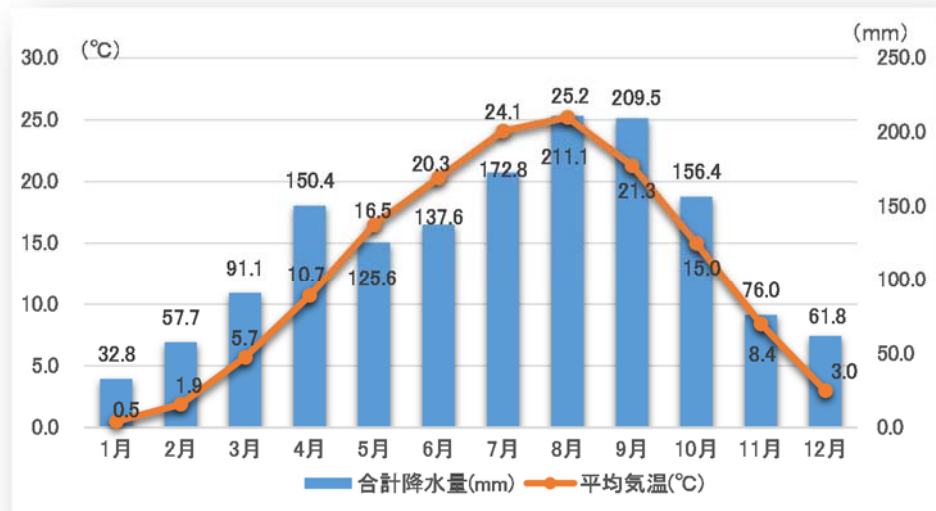
本町の土地利用は山林が約45%で最も多く、その構成比に大きな変動はなく推移しています。



出典：大子町第5次総合計画後期基本計画

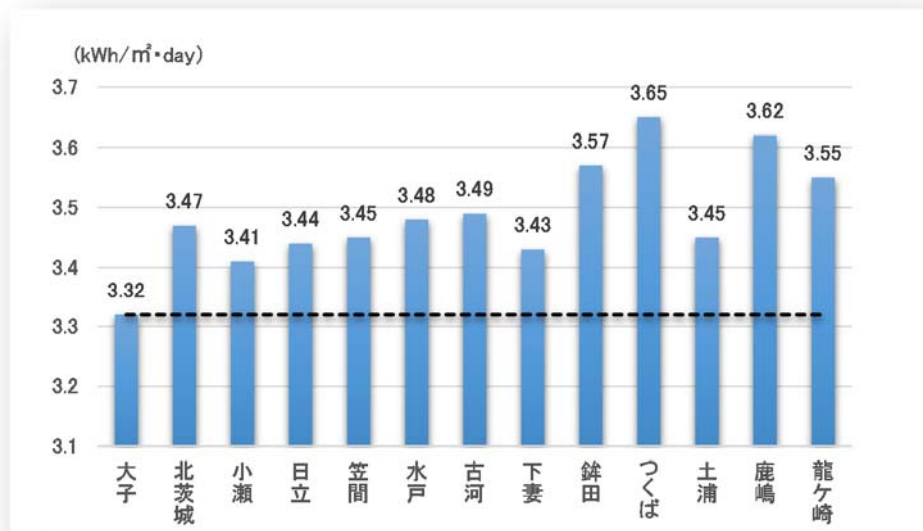
## 5 気 象

平成19年～平成28年までの10年間の降水量と気温を月別に集計した結果を示します。年間の平均気温は12～13℃，年間の合計降水量は約1,200～1,700mmとなっており，低温多雨の山岳気候の特色を表しています。降雪時期は12月から3月ごろまでですが，量は比較的少なく降雪のない月も珍しくありません。



出典：気象庁

また，NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が公表している日射量データベース閲覧システム（29年間（1981～2009年））の日射量データベースによると大子の日射量は県内で最も少なくなっています。



出典：NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）



## 第2章

---

### 環境の現状と課題



## 第2章 環境の現状と課題

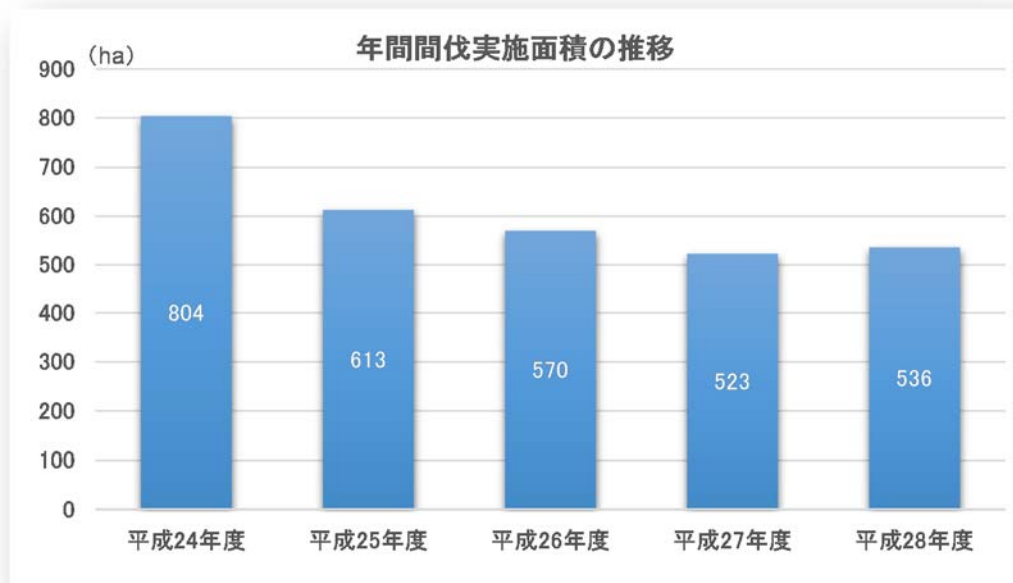
### 第1節 環境の現状

#### 1 自然環境

##### ○森林

本町は、325.78km<sup>2</sup>という広大な面積のうち、約7割が森林となっています。一見すると豊かな森林環境を有しているように見えますが、森林は間伐等の適切な管理がなければ荒廃が進んでしまいます。

現状では、年間間伐実施面積が減少傾向にあるため、森林の荒廃が懸念されます。



出典：農林課



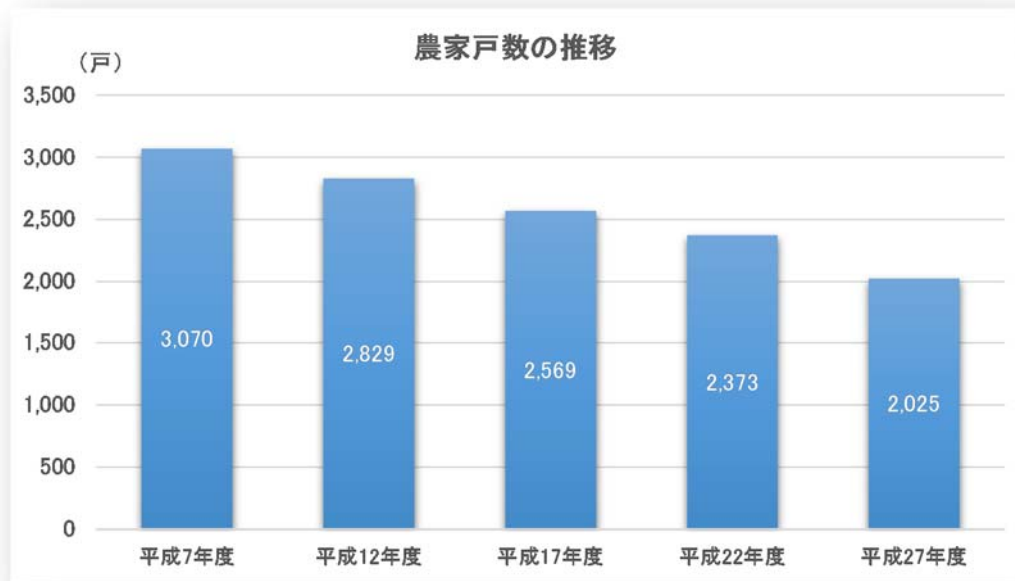
【本町の広大な森林（男体山）】

## ○里地里山

里地里山\*を構成する重要な要素の一つである農地は、私たちに必要不可欠な食料を提供するだけでなく、野生動植物の生息生育環境の場でもあります。

しかし、農家戸数は毎年減少傾向にあり、耕作放棄地の増加と、それに伴う野生動植物の生息生育環境の減少や悪化が懸念されます。

また、イノシシ等による農作物の被害も増加傾向にあります。



出典：農林課



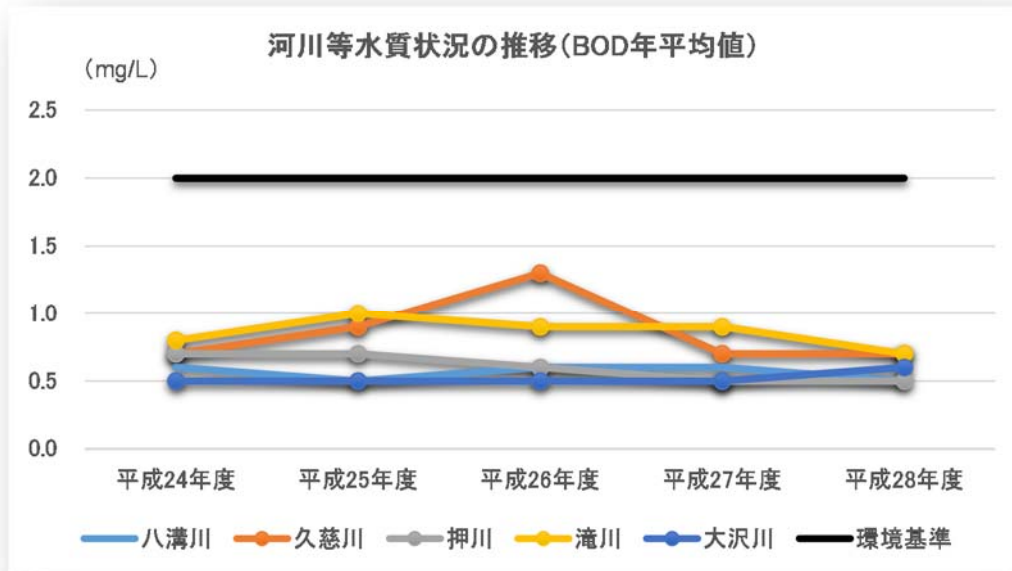
【里地里山の様子】

## 2 生活環境

### ○水質

本町では、町の中心部を流れる久慈川をはじめ、山あいから流れる数多くの中小河川について、水質調査を継続しています。

本町が測定を行っている河川の水質は環境基準\*を下回り、概ね良好に推移しています。



出典：生活環境課

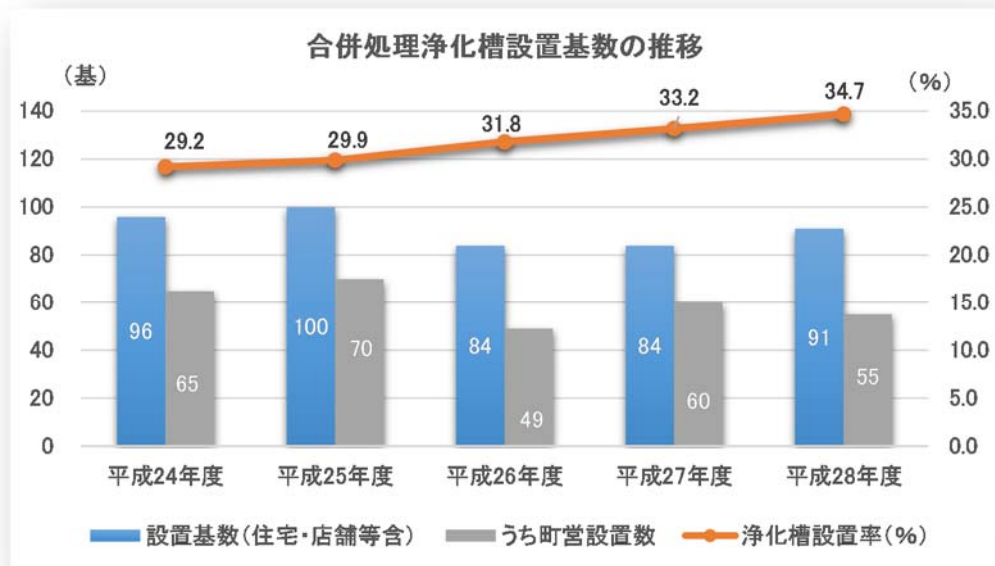


【久慈川を流れるシガ】

また、生活排水処理対策として、本町では、平成18年度から町が事業主体となり、設置から維持管理までを行う市町村設置型合併処理浄化槽\*事業を開始しています。さらに平成24年度には下水道事業が正式に廃止決定されたため、下水道区域であった市街地にも合併浄化槽が設置可能となりました。

なお、合併処理浄化槽の設置数は毎年確実に積み重ねられていますが、町内の全世帯数に対する浄化槽設置率は平成28年度現在で34.7%となっています。

このことから、生活排水が河川へ流れ込むことによる影響が懸念されます。



出典：建設課



【本町の中心部を縦断する久慈川】

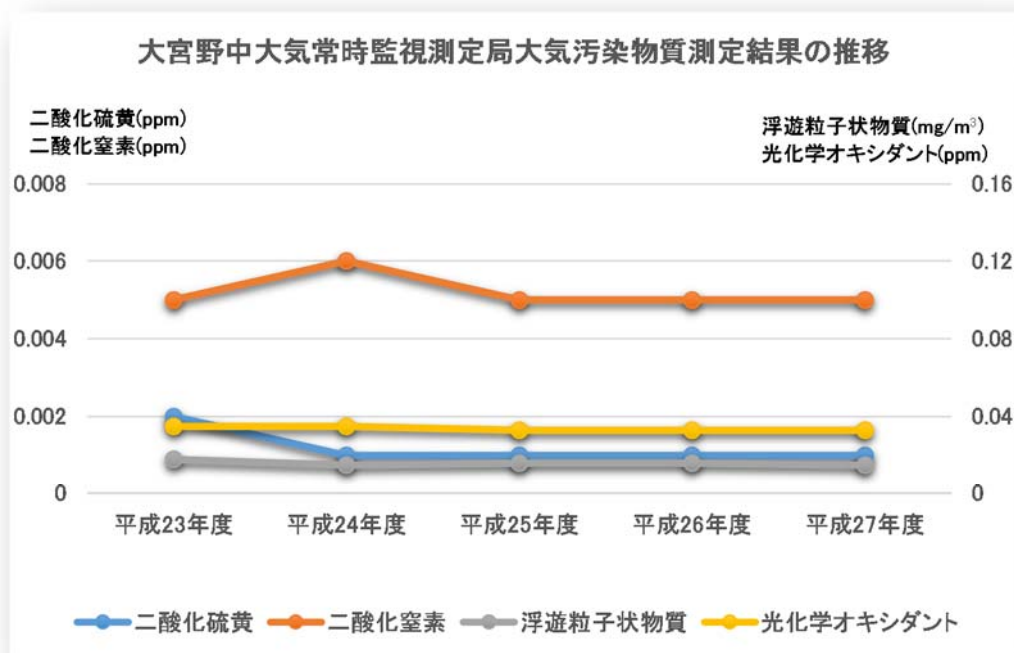
## ○大気

県では、県内各地に大気常時監視測定局を設置し、大気汚染の状況を常時監視しています。本町には監視局がないため、直近の監視局である大宮野中常時監視測定局（常陸大宮市）の状況を示します。

大宮野中大気常時監視測定局では、二酸化硫黄\*、二酸化窒素\*、浮遊粒子状物質\*、光化学オキシダント\*の測定を行っています。測定結果は、光化学オキシダント以外の項目では、環境基準\*を達成しています。

なお、光化学オキシダントは、市町村域を超えて移動する広域的な大気汚染で、茨城県全域で環境基準が未達成となっています。

また、平成26年度からは微小粒子状物質（PM2.5）\*の測定を開始しており、その結果は平成26年度が $9.1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、平成27年度が $9.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となっています。



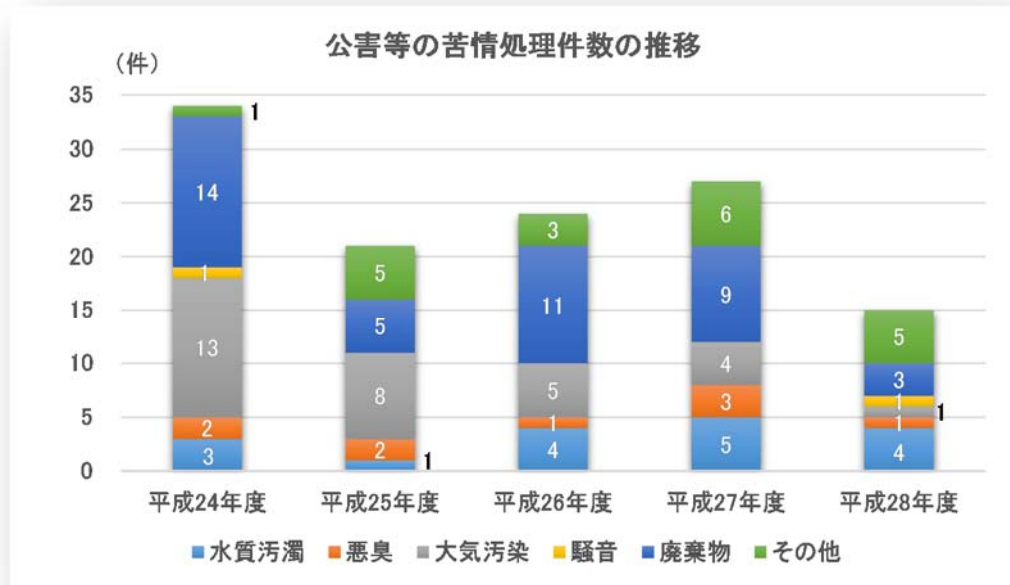
出典：茨城県

### 環境基準

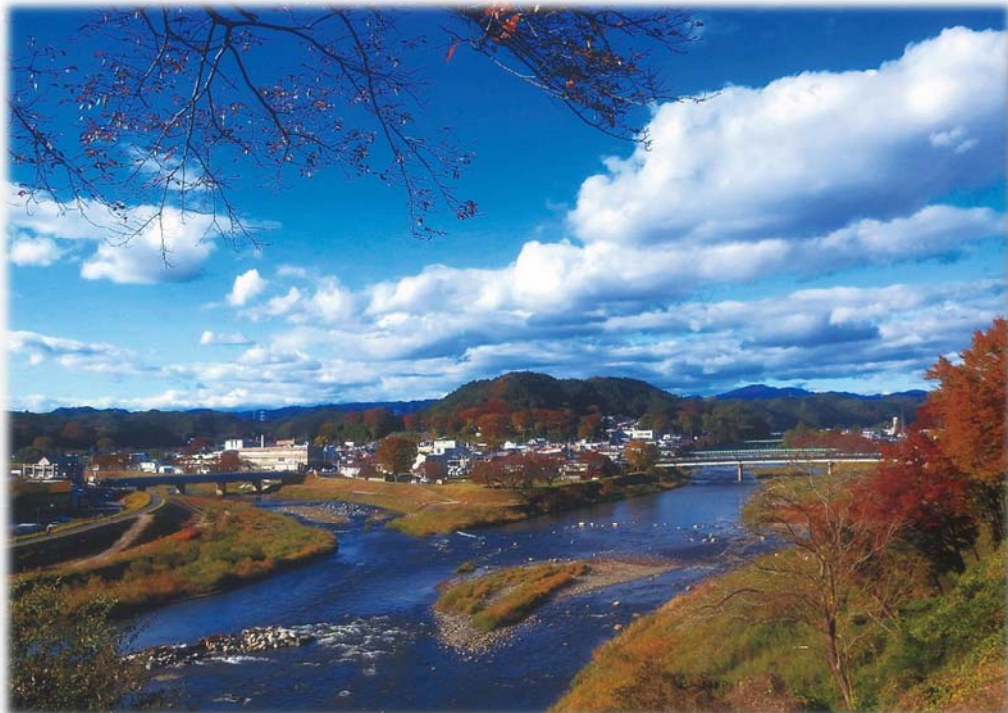
物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

## ○公害苦情

平成24年度から平成28年度の公害等の苦情件数は、平成24年度が最も多く34件となっています。その後、平成25年度に減少した後、平成27年度までは増加していましたが、平成28年度に再び減少し、平成24年度から平成28年度の間で最も少ない15件となりました。



出典：生活環境課



【押川と久慈川の合流付近】



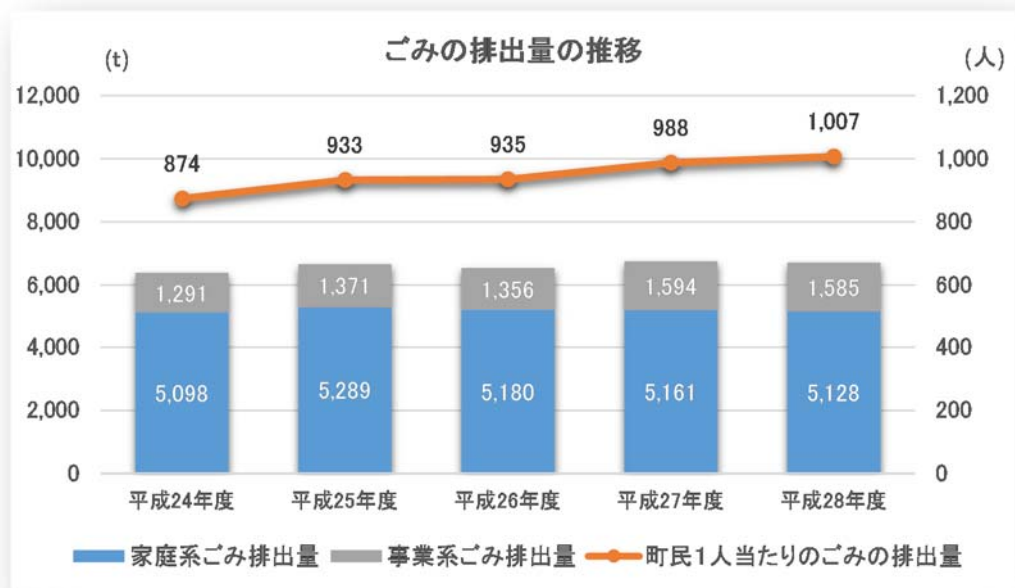
### ○廃棄物等

ごみの排出量は、家庭系ごみは減少傾向、事業系ごみは増加傾向で推移しており、全体としては横ばいで推移しています。

しかし、本町では人口が減少しているため、ごみの総排出量を人口で割った町民1人当たりのごみの排出量は増加傾向となっています。

なお、本町では平成27年4月の新たな大子町環境センター稼働に伴い、容器包装プラスチック等の回収を始めました。

さらに平成29年度は、携帯電話、ビデオカメラ等の小型家電の回収を始め、更なるリサイクル率の向上に努めています。



出典：生活環境課

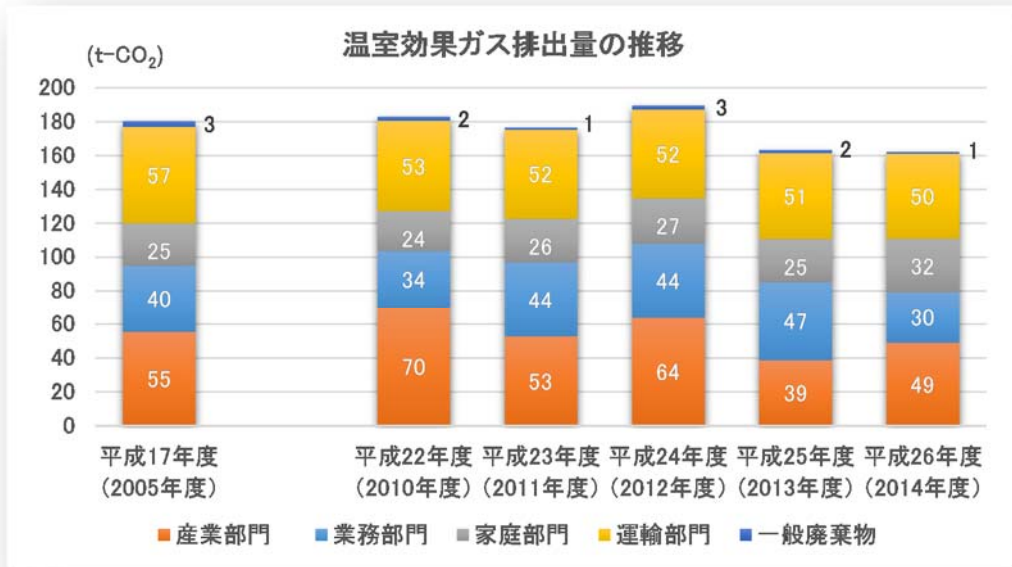


【大子町環境センター】

### 3 地球環境

#### ○地球温暖化

環境省資料によると、本町の温室効果ガス\*排出量は、やや減少傾向にあります。国の削減目標は2030年度において、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準にするとしており、目標達成には排出量の削減に加え、森林等による吸収量の確保も重要となります。



出典：環境省地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト



【本町の豊かな緑と水郡線】

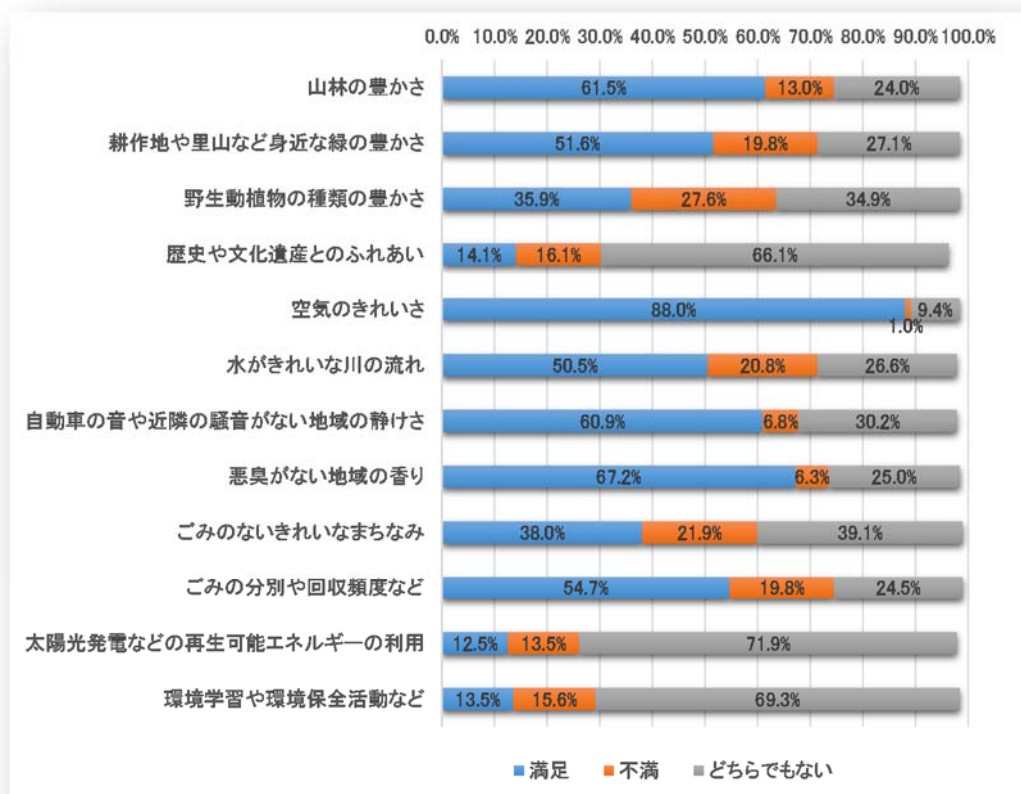
## 第2節 環境意識

### 1 町民の環境意識

町内に住む18歳以上の町民から無作為に抽出した450人に対してアンケート調査を行い、192人の回答を得ました。主な回答は以下の通りです。

#### ○地域の環境について

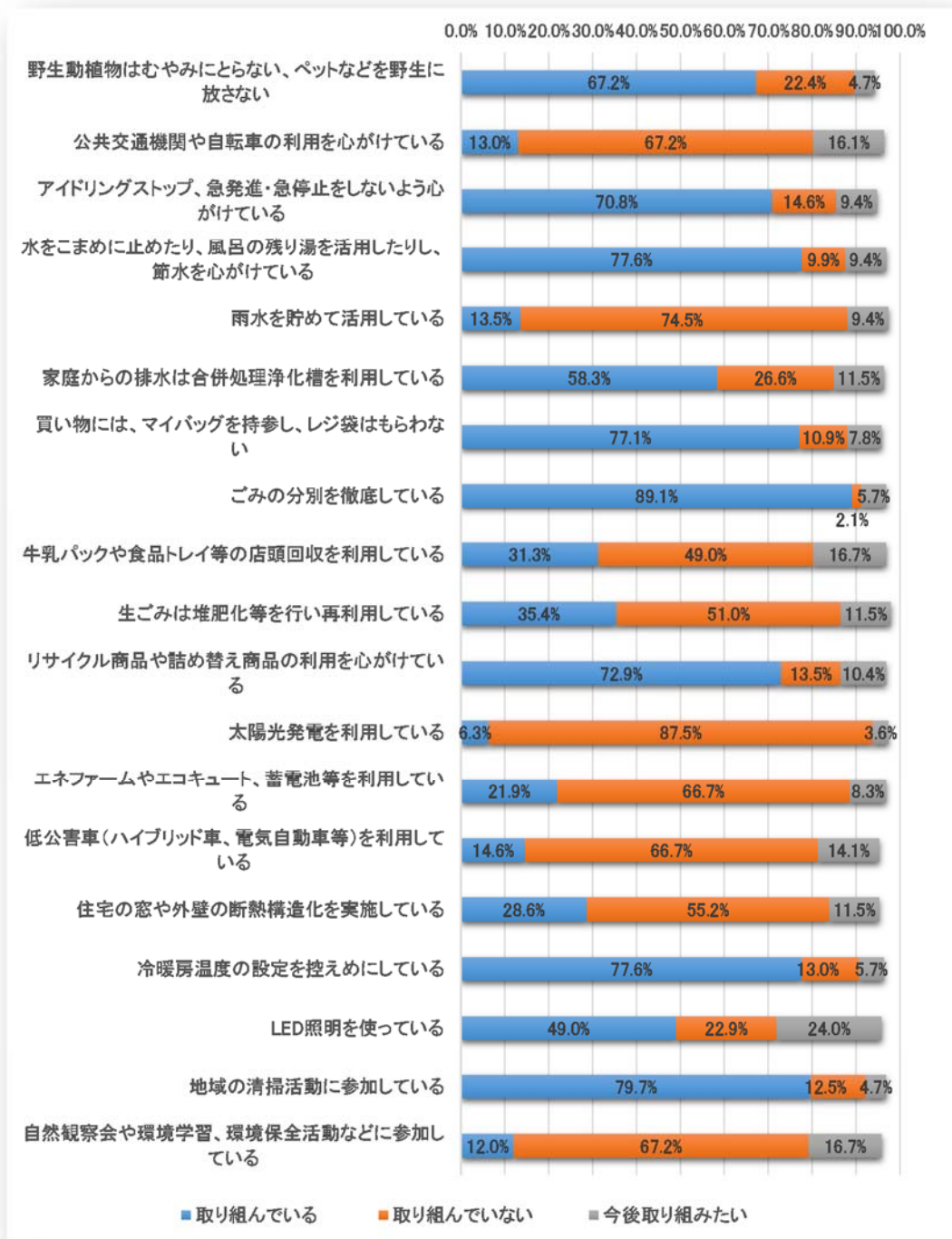
「空気のきれいさ」について88.0%の人が満足していると回答した一方で、「太陽光発電などの再生可能エネルギー\*の利用」「環境学習や環境保全活動など」「歴史や文化遺産とのふれあい」の項目は、満足の回答が12.5%～14.1%と低い結果となりました。



#### ○環境保全の取組については

「ごみの分別」や「地域の清掃活動」など、労力の提供によって取組可能な項目に対して「取り組んでいる」との回答が79.7%～89.1%と高くなっています。また、「太陽光発電」や「エコキュート」など費用が必要な項目に対しては「取り組んでいる」との回答が6.3%～21.9%と低い傾向となりました。

なお、「LED\*照明の使用」、「公共交通機関の利用」、「牛乳パック等の店頭回収」、「自然観察会」等の項目は、「今後取り組みたい」との回答が16.1%～24.0%と他の項目よりも多い結果となりました。

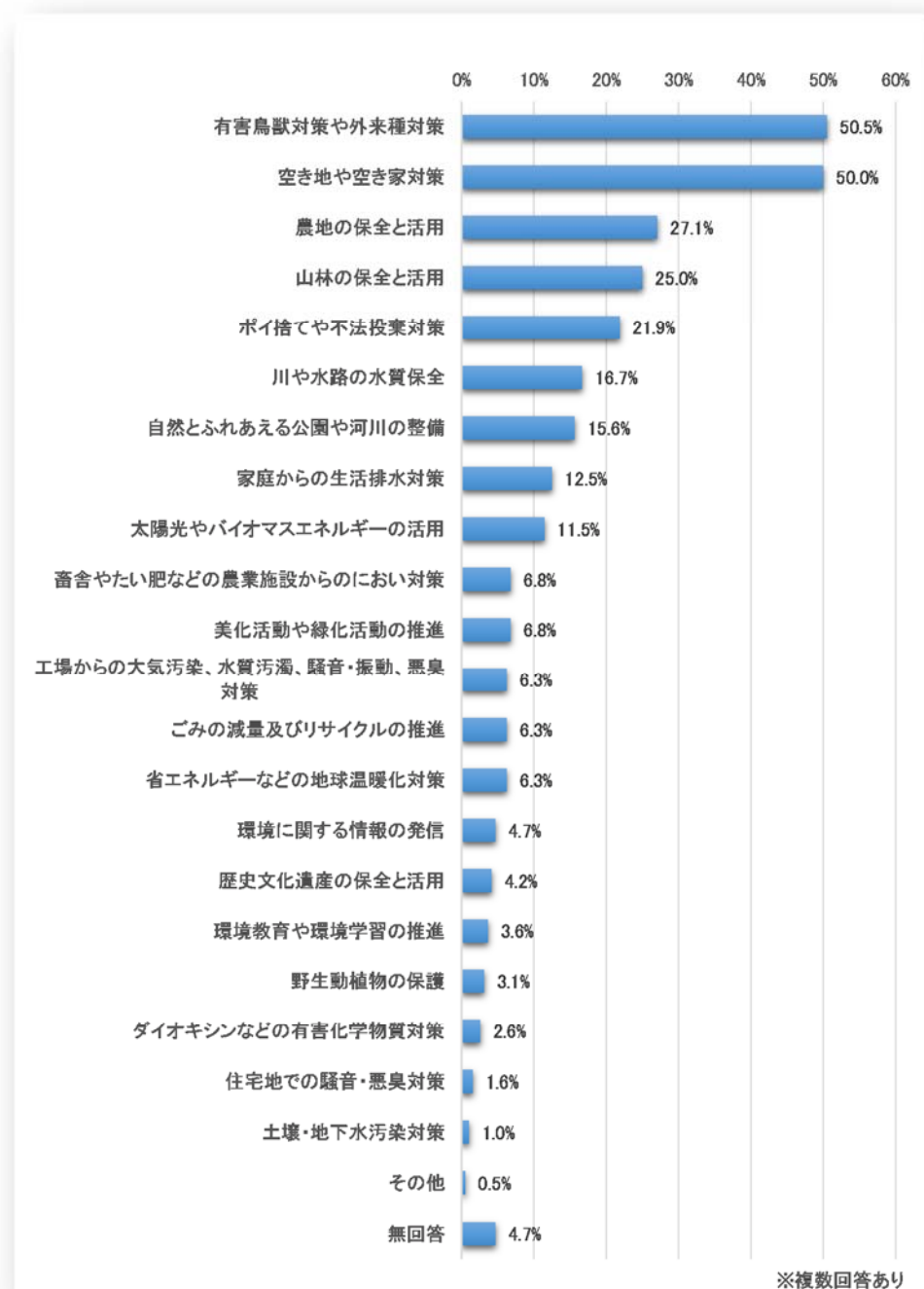


また、「自然観察会等への参加」に対して「今後取り組みたい」との回答を年齢別に見ると、60～69歳が22.7%で最も高い結果となり、30～39歳を除いて14.0%～18.4%の回答が得られました。

この結果から、子育てや仕事に忙しい世代を除き、自然観察会等へ参加に対して、一定数の要望があるものと考えられます。

### ○優先して取り組むべき事項について

「有害鳥獣や外来種\*対策」が50.5%、「空き地や空き家対策」が50.0%と、ともに5割を超える結果となり、この2点が大きな課題であると考えられます。

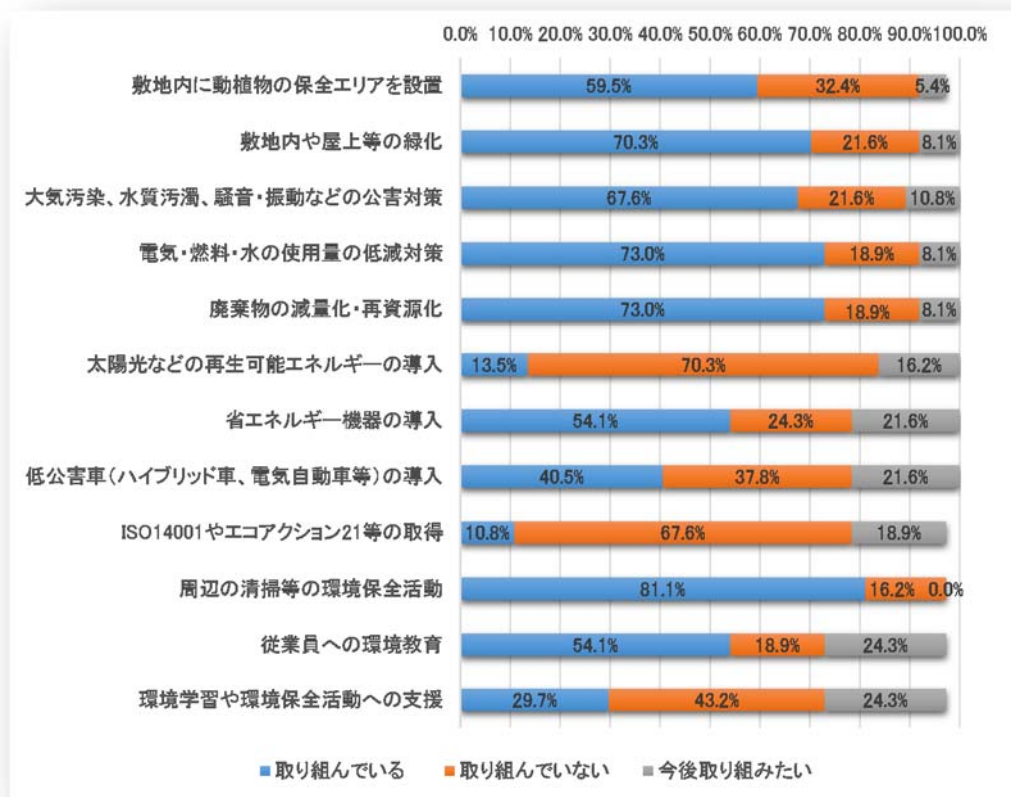


## 2 事業者の環境意識

町内の事業者から50社を無作為に抽出してアンケート調査を行い、37社の回答を得ました。主な回答は以下の通りです。

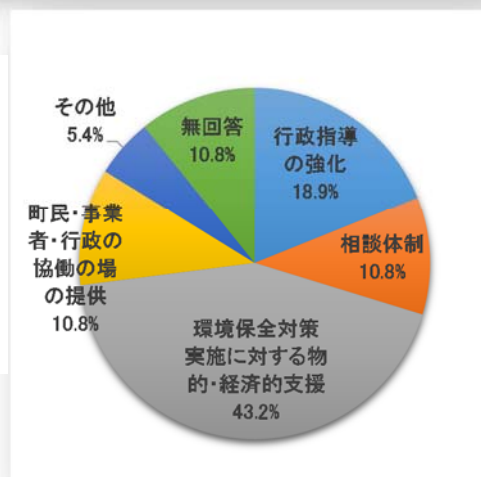
### ○環境保全の取組について

全体的に「取り組んでいる」の回答が40.5%～81.1%と高く、環境に対する意識が高い事業所が多い結果となりました。その一方で、「太陽光などの再生エネルギーの導入」「ISO14001\*などの取得」「環境学習等への支援」は「取り組んでいる」の回答が10.8%～29.7%と低い結果となりました。



### ○太子町（行政）に望むこと

最も多かったのが、「環境保全対策実施に対する物的・経済的支援」で43.2%となり、その他の項目は10.8%～18.9%となりました。



### 第3節 環境の課題

#### 1 自然環境

##### ● 森林環境

本町には広大な森林が残されていますが、高齢化による担い手不足や社会情勢の変化により荒廃が進んでいます。

森林は貴重な野生動植物の生息生育地だけでなく、地下水を蓄え水害を抑える機能や、地球温暖化\*の原因となる二酸化炭素\*を吸収するなど、様々な機能を有しています。

しかし、森林を維持するためには適度な間伐などが必要であるため、森林に対して適切な管理を行い、守り、育て、活用することが必要となります。

##### ● 農村環境

私たちの食を支え、里地里山\*の一部として豊かな野生動植物をはぐくむ農村環境ですが、担い手不足等により、耕作放棄地が増加し、里地里山の荒廃が進んでいます。

耕作放棄地の増加は、イノシシ等による農産物への鳥獣被害をもたらしています。

そのため、農村環境の保全と耕作放棄地の有効活用が必要となります。



【本町の森林環境と農村環境】

### ● 生物多様性

本町は、町の中心部を流れる久慈川，国の名勝に指定された袋田の滝や生瀬滝，月待の滝などの水辺環境に恵まれています。

広大な森林，身近な里地里山\*，水辺などの自然環境は，貴重な野生動植物の生息生育地です。これらの環境を守り，地域固有の生物多様性\*を保全していく必要があります。

また，地域固有の生物多様性を保全するためには，貴重な野生動植物の生息生育環境を脅かす外来種\*の対策も必要となります。

### ● 歴史遺産・景観

アンケートによると，歴史や文化遺産とのふれあいについて満足している町民は14.1%にとどまり，他の項目と比較して低い結果となっています。

また，森林の荒廃や耕作放棄地に加え，空き家や空き地の問題も顕在化しています。

森林や田園風景に代表される本町の特徴的な景観を保全するためには，これらの対策が必要となります。



【天然記念物のミヤマスカシユリと町指定有形文化財の高徳寺山門】



## 2 生活環境

### ● 公害対策

豊かな水辺環境を有する本町ですが，そこに流れ込む生活排水については合併処理浄化槽\*の普及が進んでおらず，水質汚濁の大きな原因となっています。

本町の清流を保全していくためには，町民・事業者に対する生活排水の対策が急務であるとともに，し尿・浄化槽汚泥を処理する大子町衛生センターの適正な維持管理も必要となります。

また，私たちの快適な生活環境の保全に向け，大気汚染や騒音・振動，悪臭等の発生源への適切な対応も必要となります。

### ● 廃棄物対策

本町の町民1人当たりのごみの排出量は増加傾向にあります。また，本町の最終処分場\*への埋立てはすでに終了しており，排出される焼却灰等は，町外施設に処理を委託しています。

そのため，ごみの排出量の低減に向け，不要なものは買わない，再使用，再生使用の3R\*活動を進めるとともに，新たな分別の検討や，分別の徹底を進める必要があります。

### ● 安全な生活環境の確保

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故は，私たちに放射能問題という新たな課題をもたらしました。この問題に対しては，正しい情報の提供と継続した監視が必要となります。

また，アスベスト\*やその他の有害物質など，過去の問題から新たな問題まで，私たちの便利な生活に潜むリスクについても正しい情報の提供が必要となります。



【町の中心部】

### 3 地球環境

#### ● 地球温暖化

本町の温室効果ガス\*排出量は、やや減少しています。しかし、国の温室効果ガス削減目標は、2013年度比26.0%減という、とても高い目標となっています。

この目標を達成するためには、化石燃料\*や石油製品の使用を減らすとともに、森林等による吸収量の確保が必要となります。

また、地域の特長を活かした再生可能エネルギー\*の活用も地球温暖化\*対策の有効な手段となります。本町には豊かな森林がありますが、これらの間伐材を燃料として活用すれば、森林の活性化による吸収量の増加と化石燃料の使用量削減が望めます。

さらには、すでに顕在化している異常気象等に対応することも必要な取組となります。

なお、県内では最も日射量の少ない本町ではありますが、太陽光発電施設については、景観や生活環境の問題、土砂流出などの安全に対する不安等によるトラブルが、県内各地で発生しています。

これを受けて、県では「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」を策定し、平成28年10月1日より運用を開始しています。

太陽光発電事業者においてはガイドラインの遵守、町においてはガイドラインの指導徹底が必要となります。

#### ● 省エネルギー

温室効果ガスを減らすためには、エネルギーの使用量を減らすための工夫や、エネルギー効率が良い機器への変換など、一人ひとりの小さな取組の積み上げが必要です。

それにより、町全体の大きな成果へつなげていかなければなりません。

#### 4 環境意識

##### ● 環境意識の向上

ここまでに掲げた環境の課題を解決するためには、私たち一人ひとりの環境意識の向上が必要となります。

そのため、専門的知識や優れた技能を有する人材を掘り起こすとともに、環境学習の充実化が必要となります。

また、本町は県内有数の観光地であり、その観光資源の多くが豊かな自然環境に由来しています。

現在、関係機関では、八溝山や袋田の滝周辺、男体山・湯沢峡などの美化活動や、花火大会等におけるごみの分別回収及び持ち帰りの呼びかけ、公共交通機関利用の推進、ライトアップ事業におけるLED化などの環境配慮を早い段階から実施しています。

これら関係機関の取組と協力し、本町の豊かな自然の大切さを観光者に伝え続ける活動も重要となります。

なお、本町は、平成28年に「大子町森林セラピー基地」に認定されました。

森林セラピー基地とは、NPO法人\*森林セラピーソサエティが認定するもので、茨城県内では初めての認定となります。

森林セラピーとは、森林を利用して心身の健康維持・増進、疾病の予防を図るもので、町内では町民有志の会が様々なイベントを実施しています。

町では、森林セラピー事業として、これらの活動を推進していきます。



#### 【袋田の滝のライトアップと花火大会】

(花火大会に使用される灯籠は、水に溶けやすく河川水質への影響が少ない素材で出来ています。)



## 第3章

---

### 計画の方向性



## 第3章 計画の方向性

### 第1節 環境の将来像

#### 1 基本理念

太子町環境基本条例第3条には、環境保全に向けた基本理念が示されています。この基本理念に基づき、環境基本計画を策定します。

太子町環境基本条例（平成28年9月27日）抜粋

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 現在及び将来の町民が本町の豊かな自然環境の恵みを楽しむことができるよう、自然と人との共生を確保すること。
- (2) 健全で持続的な経済の発展を図りながら、環境への負荷の少ない循環型社会\*を構築すること。
- (3) 町、町民及び事業者の地域における日常生活や事業活動は、地球環境全体に影響を及ぼすものであることを認識し、地球環境の保全に資する施策に積極的に参画すること。

#### 2 環境の将来像

本町は、県内最高峰である八溝山を背景に、国の名勝に指定され、日本三名瀑に数えられた袋田の滝をはじめとする美しい自然を有し、県内でも有数の観光地として栄えてきました。

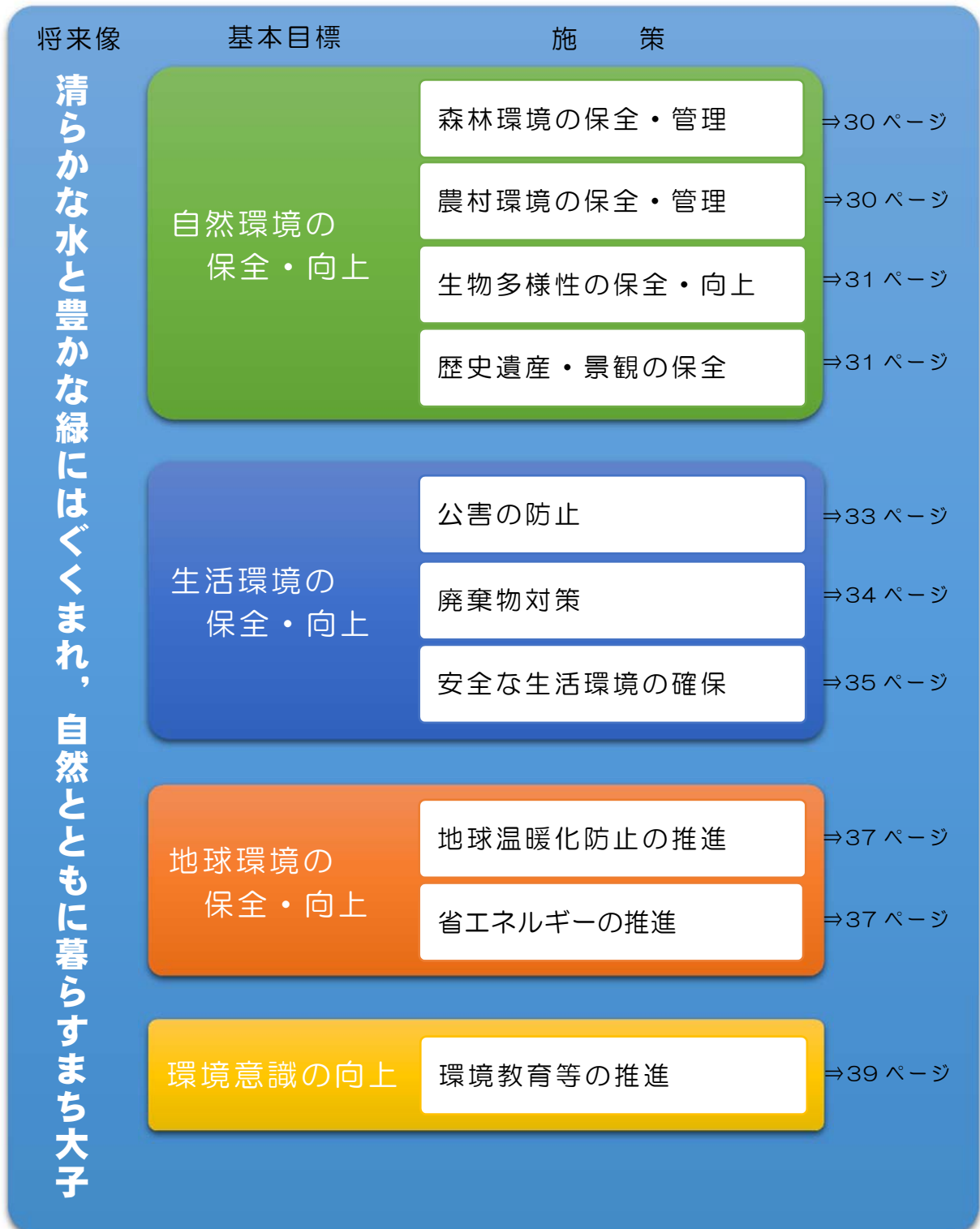
この清らかな水と豊かな緑を次世代の子どもたちに受け継ぎ、自然と調和した持続可能な社会の実現に向け、環境の将来像を設定しました。

環境の将来像

**清らかな水と豊かな緑にはぐくまれ、**

**自然とともに暮らすまち太子**

## 第2節 計画の体系



計画の体系は上記に示すとおりです。また、各施策の具体的な取組を上記に示すページに記載します。



## 第4章

---

### 施策の展開



## 第4章 施策の展開

ここでは、環境の現状の課題から基本目標ごとの取組の方向性を定め、町・町民・事業者の取組を示します。

なお、目標値については、大子町第5次総合計画後期基本計画（平成27～31年度）から引用しているため、次期総合計画策定に併せて見直しを行うこととします。

### 第1節 自然環境の保全・向上

#### 取組の方向性

本町の広大な森林、身近な農村環境、清らかな水辺は、貴重な野生動植物の生息生育地であり、本町の特徴的で良好な景観を構成する重要な観光資源となっています。

これらの環境を後世に引き継ぐため、間伐や木材の利用等による森林の保全・管理、有害鳥獣対策や耕作放棄地対策等による農村環境の保全・管理を行い、多種多様な動植物が生息生育する生物多様性\*の保全・向上を図ります。

また、歴史遺産の保全を図るとともに、良好な景観の保全を進め、地域観光資源の保全に努めます。

項目	現状	目標値
森林湖沼環境税による間伐実施面積	2,772ha	4,900ha
耕作放棄地面積	900ha	900ha



【農村環境の様子】

## ○森林環境の保全・管理

### 町の施策

- ◆ 適正な土地利用の確保を図り，森林等の保全・管理を進めます。
- ◆ 無秩序な開発行為などの未然防止に努め，森林等の保全・管理を進めます。
- ◆ 間伐の実施などにより，森林の有する多面的機能の維持を図ります。
- ◆ 森林の持つ多面的機能の重要性について啓発し森林の保全・管理に努めます。

### 町民の取組

- ◆ 所有する森林の適切な整備に努めます。
- ◆ 野鳥観察所など，自然とふれあえる施設の積極的な利用に努めます。

### 事業者の取組

- ◆ 所有する森林の適切な整備に努めます。
- ◆ 間伐材を含め，地元木材の積極的な利用に努めます。
- ◆ 森林の開発は必要な手続きを行い，環境配慮に努めます。

## ○農村環境の保全・管理

### 町の施策

- ◆ 優良農地の保全・管理を図り，農地の環境保全機能の維持に努めます。
- ◆ エコファーマー\*認定制度や認定農業者等の取組を促すとともに，減農薬，減化学肥料栽培など環境に配慮した安全安心な農作物づくりを支援します。
- ◆ 耕作放棄地の有効活用を進めます。
- ◆ 新規就農や営農面積の拡大支援を進めます。

### 町民の取組

- ◆ エコファーマー認定制度や認定農業者等の積極的な取組に努めます。
- ◆ 環境に配慮した農作物づくりに努めます。
- ◆ 優良農地の保全・管理に努めます。
- ◆ 地元農産物の利用に努めます。

### 事業者の取組

- ◆ エコファーマーや認定農業者の農作物を積極的に使用するよう努めます。
- ◆ 環境に配慮した農作物を積極的に使用するよう努めます。
- ◆ 農地の開発は必要な手続きを行い，環境配慮に努めます。
- ◆ 地元農産物の利用に努めます。

## ○生物多様性の保全・向上

### 町の施策

- ◆有害鳥獣の被害防止対策を推進します。
- ◆有害鳥獣の捕獲対策を推進します。
- ◆オオキンケイギク等の外来種\*対策に協力します。

### 町民の取組

- ◆有害鳥獣対策に協力します。
- ◆貴重な野生動植物の保護や外来種の拡散防止に努めます。
- ◆外来種の適切な管理に努めます。

### 事業者の取組

- ◆有害鳥獣対策に協力します。
- ◆あらゆる事業活動において生物多様性\*の保全への配慮に努めます。
- ◆外来種の適切な管理に努めます。

## ○歴史遺産・景観の保全

### 町の施策

- ◆身近な緑化を推進し、潤いのある景観保全を図ります。
- ◆森林、農地、水辺などの地域資源を活かした景観整備を進めます。
- ◆空き家や空き地の対策を進め、景観の改善を進めます。
- ◆町民との協働による景観整備を進めます。
- ◆自然景観啓発事業（フォトコンテスト）を実施し、景観意識の向上を図ります。
- ◆沿道整備補助事業の実施により、町の景観向上に努めます。
- ◆歴史的文化的な遺産の保全に努めます。

### 町民の取組

- ◆庭先や窓辺などの身近な緑化に努めます。
- ◆空き家や空き地の対策に協力します。
- ◆歴史的文化的な遺産とのふれあいに努めます。

### 事業者の取組

- ◆事業地内などの身近な緑化に努めます。
- ◆空き家や空き地の対策に協力します。
- ◆建築は周辺の計画に配慮して行います。
- ◆歴史的文化的な遺産の保全に協力します。

## 第2節 生活環境の保全・向上

### 取組の方向性

本町には久慈川をはじめ、多くの中小河川が流れています。これらの清流の保全・向上を図るため、生活排水対策を進めるとともに、水質調査を継続します。

さらには、大気、水質、騒音・振動、悪臭などの公害問題について、事業所等から発生するものだけでなく、身近な生活から発生するものにも着目し、対策を進めます。

また、ごみの減量化や不法投棄対策等を進め、快適な生活環境の保全・向上を進めるとともに、新たな環境問題に対応すべく、正しい情報の提供を行い、安全な生活環境の確保に努めます。

項目	現状	目標値
久慈川のBOD*測定値	0.7mg/L	0.5mg/L
1人1日当たりの ごみ排出量*	1,007 g/人・日 (平成28年度) (2018年度)	906 g/人・日 (平成39年度) (2027年度)

※大子町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成30年3月）より引用



【押川を渡る水郡線】

## ○公害の防止

### 町の施策

- ◆ 水質汚濁や大気汚染などの苦情について関係機関と連携を図り、適切な処理を進めます。
- ◆ 河川水質検査を継続的に実施し、水質の保全・向上に努めます。
- ◆ 生活排水処理の必要性についての意識啓発に努めます。
- ◆ 合併処理浄化槽\*の設置を推進します。
- ◆ 合併処理浄化槽の適正な維持管理の指導に努めます。
- ◆ 大子町衛生センターの適正な維持管理及び放流水の検査を行い、河川水質の保全・向上に努めます。
- ◆ 地域間交流の促進に向けた道路網整備を、環境に配慮して進めます。

### 町民の取組

- ◆ 合併処理浄化槽の設置に努めます。
- ◆ 合併処理浄化槽の適正な維持管理に努めます。
- ◆ 騒音や悪臭など、近隣に配慮した日常生活を心がけます。
- ◆ ごみの野焼きは行わないようにします。

### 事業者の取組

- ◆ 合併処理浄化槽の設置に努めます。
- ◆ 合併処理浄化槽の適正な維持管理に努めます。
- ◆ 法令による規制基準を遵守します。
- ◆ 法令による規制基準以外にも、近隣に配慮した事業活動を行います。



【久慈川の様子】

○廃棄物対策

町の施策

- ◆ 町民と行政の協働による河川清掃活動を進めます。
- ◆ 町民や各種団体の主体的な美化活動を推進します。
- ◆ 不法投棄防止の監視通報体制の強化を進めます。
- ◆ 一般廃棄物\*（ごみ）処理基本計画に基づき、3R\*運動を推進します。
- ◆ 分別収集の徹底を図ります。
- ◆ 生ごみ処理容器購入補助など、ごみ減量に向けた支援を進めます。
- ◆ 容器包装プラスチックの拠点回収の充実や回収方法について適宜見直します。
- ◆ 大子町衛生センターから発生する汚泥を堆肥化し有効活用します。

町民の取組

- ◆ 河川清掃活動やその他の美化活動への参加に努めます。
- ◆ 不法投棄を発見した場合は速やかに通報します。
- ◆ ごみを減らすための3R運動に努めます。
- ◆ ごみの分別を徹底します。
- ◆ 生ごみ処理容器の導入など、ごみを減らす活動に努めます。

事業者の取組

- ◆ 河川清掃活動やその他の美化活動に協力します。
- ◆ 不法投棄を発見した場合は速やかに通報します。
- ◆ ごみを減らすための3R運動に努めます。
- ◆ ごみの分別を徹底します。
- ◆ 廃棄物処理法に基づく適切な処分を行います。

【広報紙による分別の周知とごみ分別収集日割り表】



## ○安全な生活環境の確保

### 町の施策

- ◆ 農作物を中心とした放射性物質\*の測定を継続します。
- ◆ 国や県と連携して、放射性物質に関する情報提供を行います。
- ◆ 国や県と連携して、アスベスト\*やダイオキシン類\*などの有害物質に関する情報を提供します。
- ◆ 国や県と連携して、新たな有害物質に関する情報を提供します。
- ◆ 通学路沿い等の森林整備による安全確保を進めます。

### 町民の取組

- ◆ 国や県、町から提供される情報を入手し、正しい知識を身につけます。
- ◆ 農薬や化学肥料、洗剤などの化学物質を使用する際は、取扱説明書をよく読み、用量、用法を正しく使用します。

### 事業者の取組

- ◆ アスベストなど有害物質の適正処分を行います。
- ◆ 化学物質の管理を徹底し、可能な限り使用量の削減に努めます。



【近津神社の中田植（無形民俗文化財）】

### 第3節 地球環境の保全・向上

#### 取組の方向性

日々深刻さを増す地球環境問題のうち、特に地球温暖化\*問題に対応すべく、二酸化炭素\*排出量の削減に努めます。

そのためには、町が積極的に二酸化炭素の削減活動を行うとともに、町民・事業者に対して働きかけを行います。

また、本町の広大な森林への間伐等の整備を進め、二酸化炭素の吸収源として活用するとともに、地域の特性にあった、バランスの良い再生可能エネルギー\*の活用を努めます。

さらに、すでに顕在化している異常気象等に対応するための取組を進めます。

項目	現状	目標値
役場庁舎内の年間二酸化炭素総排出量※	7,170,101 kg-CO <sub>2</sub>	6,811,596 kg-CO <sub>2</sub>

※大子町地球温暖化対策実行計画より引用



【奥久慈の紅葉】

## ○地球温暖化防止の推進

### 町の施策

- ◆ マイバッグ利用によるレジ袋削減や緑のカーテンの普及活動などにより地球温暖化\*防止対策を推進します。
- ◆ 第3次大子町役場地球温暖化対策実行計画に基づく取組を進めます。
- ◆ 間伐等により、二酸化炭素\*吸収源としての森林整備を進めます。
- ◆ 薪ストーブ等の普及に努め、地球温暖化防止対策及び地域林業の活性化を推進します。
- ◆ 異常気象などの自然災害の被害を最小限に抑えるため、防災訓練の実施や防災意識の啓発活動を進めます。
- ◆ 太陽光発電事業者に対して、「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」の遵守徹底や指導を強化します。

### 町民の取組

- ◆ マイバッグ利用などによるレジ袋削減に努めます。
- ◆ 木材の利用に努めます。
- ◆ 自然災害への備えを進めます。

### 事業者の取組

- ◆ レジ袋削減活動を進めます。
- ◆ 石油製品の利用削減に努めます。
- ◆ 木材の利用を進めます。
- ◆ 自然災害への備えを進めます。
- ◆ 太陽光発電事業者を行う際は、「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」を遵守します。

## ○省エネルギーの推進

### 町の施策

- ◆ 省エネルギーを推進するため、防犯灯などのLED\*化を進めます。
- ◆ 公共交通機関の充実化とその利用を促進します。
- ◆ 地元農産物の直売所での販売や学校給食への利用による地産地消\*を進め、輸送に係るエネルギー削減を図ります。
- ◆ LED照明やハイブリッド自動車等への更新を推進します。

### 町民の取組

- ◆ 公共交通機関の積極的利用に努めます。
- ◆ 地元農産物の利用に努めます。
- ◆ 電化製品や自動車の購入にあたっては、省エネ商品を選ぶように努めます。

### 事業者の取組

- ◆ 公共交通機関の積極的利用に努めます。
- ◆ 地元農産物の利用に努めます。
- ◆ 設備や社有車の購入にあたっては、省エネ商品を選ぶように努めます。

## 第4節 環境意識の向上

### 取組の方向性

本町の豊かな環境資源は、県内有数の観光地である本町の重要な観光資源でもあるため、町民一人ひとりの環境意識だけでなく、観光者に対しても環境意識の向上を図り、本町に関わるすべての人による環境保全を目指します。

そのため、町民に対して地域ボランティア活動への積極的な参加を促すとともに、専門的な知識を有する人材を掘り起こし、町民の環境学習の充実を図ります。

また、観光者に対して本町の自然の大切さを伝える取組を進め、観光者の環境意識向上に努めます。

項目	現状	目標値
広報紙等への環境情報掲載回数	2回/年	4回/年



【鮎の放流（久慈川）】

## ○環境教育等の推進

### 町の施策

- ◆ 環境学習を推進するため、専門的知識や優れた技能を有する人材の掘り起こしに努めます。
- ◆ 町民の多様な学習ニーズを踏まえ、環境学習の充実を図ります。
- ◆ 地域ボランティア活動への積極的な参加を促します。
- ◆ 廃校等での自然体験活動を推進します。
- ◆ 観光者に対する環境教育を進めます。
- ◆ 事業者に対して、ISO14001\*やエコアクション21\*、茨城エコ事業所登録制度\*等の環境マネジメントシステム\*の取得を促します。
- ◆ 町民に対して茨城エコ・チェックシート\*等を活用した環境配慮の取組を促します。
- ◆ 森林セラピー事業を推進します。

### 町民の取組

- ◆ 自然体験活動などの環境学習に積極的に参加します。
- ◆ 地域ボランティア活動へ積極的に参加します。
- ◆ 茨城エコ・チェックシート等を活用した環境配慮の取組に努めます。

### 事業者の取組

- ◆ 自然体験活動などの環境学習に協力します。
- ◆ 地域ボランティア活動に協力します。
- ◆ ISO14001やエコアクション21、茨城エコ事業所登録制度等の取得に努めます。



【奥久慈男体山・月居山縦断トレッキング大会】

## 第5節 施策の連携

これまで掲げた施策や取組は独立したものではなく、すべてが連携して本町の環境保全につながります。

ここに、町・町民・事業者が連携し、各施策を連携させるイメージを示します。

### 清らかな水の保全

久慈川をはじめ、本町を流れる多くの中小河川は、様々な生き物の生息生育環境であるとともに、人々に潤いを与えます。これらの保全には、水質を含めた水辺環境の保全が重要です。

#### 町の施策

- ◆ 合併処理浄化槽\*の設置を推進します。
- ◆ 町民と行政の協働による河川清掃活動を進めます。
- ◆ 地域ボランティア活動への積極的な参加を促します。

#### 町民の取組

- ◆ 合併処理浄化槽の設置に努めます。
- ◆ 河川清掃活動やその他の美化活動への参加に努めます。
- ◆ 地域ボランティア活動へ積極的に参加します。

#### 事業者の取組

- ◆ 合併処理浄化槽の設置に努めます。
- ◆ 河川清掃活動やその他の美化活動に協力します。
- ◆ 地域ボランティア活動に協力します。



【久慈川の通学風景】



【久慈川の紅葉】

## 豊かな緑の保全

本町の豊かな森林や農地は、私たちに様々な恵みを与えるとともに、多種多様な生き物を育てています。また、森林の維持管理は、林業の活性化や、温室効果ガス\*である二酸化炭素\*の吸収効果も期待されます。

### 町の施策

- ◆ 適正な土地利用の確保を図り、森林等の保全を進めます。
- ◆ 優良農地の保全・管理を図り、農地の環境保全機能の維持に努めます。
- ◆ 間伐等により、二酸化炭素吸収源としての森林整備を進めます。

### 町民の取組

- ◆ 所有する森林の適切な整備に努めます。
- ◆ 環境に配慮した農作物づくりに努めます。
- ◆ 木材の利用に努めます。

### 事業者の取組

- ◆ 所有する森林の適切な整備に努めます。
- ◆ 農地の開発は必要な手続きを行い、環境配慮に努めます。
- ◆ 木材の利用を進めます。



【豊かな森林と田園風景】

## 自然との共生

本町に残された豊かな自然は観光資源としても活用されています。これらの自然を後世に引き継ぐためには、町・町民・事業者だけでなく、観光者までも含めた環境意識の向上が必要となります。

### 町の施策

- ◆ 有害鳥獣の被害防止対策を推進します。
- ◆ 不法投棄防止の監視通報体制の強化を進めます。
- ◆ 廃校等での自然体験活動を推進します。

### 町民の取組

- ◆ 貴重な野生動植物の保護や外来種\*の拡散防止に努めます。
- ◆ 不法投棄を発見した場合は速やかに通報します。
- ◆ 自然体験活動などの環境学習に積極的に参加します。

### 事業者の取組

- ◆ あらゆる事業活動において生物多様性\*の保全への配慮に努めます。
- ◆ 不法投棄を発見した場合は速やかに通報します。
- ◆ 自然体験活動などの環境学習に協力します。



【旧上岡小学校】



## 第5章

---

### 計画の推進



## 第5章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

本町の環境の将来像を実現するためには、町が率先して施策の推進を行うとともに、町民・事業者の積極的な取組が必要です。

また、町の施策実行を確実なものにするには、施策の進捗確認を行うとともに、必要に応じて見直しを行う必要があります。

そのため、生活環境課を事務局とし、概ね中間年度に施策の進捗状況を確認し、環境審議会に報告することとします。

以下に、計画の推進を管理する組織を示します。

#### 大子町環境審議会

大子町環境基本条例第18条に基づき、環境基本計画及び公害対策、自然環境の保全に関する事、その他環境の保全等に係る基本的事項に関する事について、町長の諮問に応じて調査審議します。

環境基本計画の施策の進捗状況について、町から報告を受け、評価します。

#### 事務局（生活環境課）

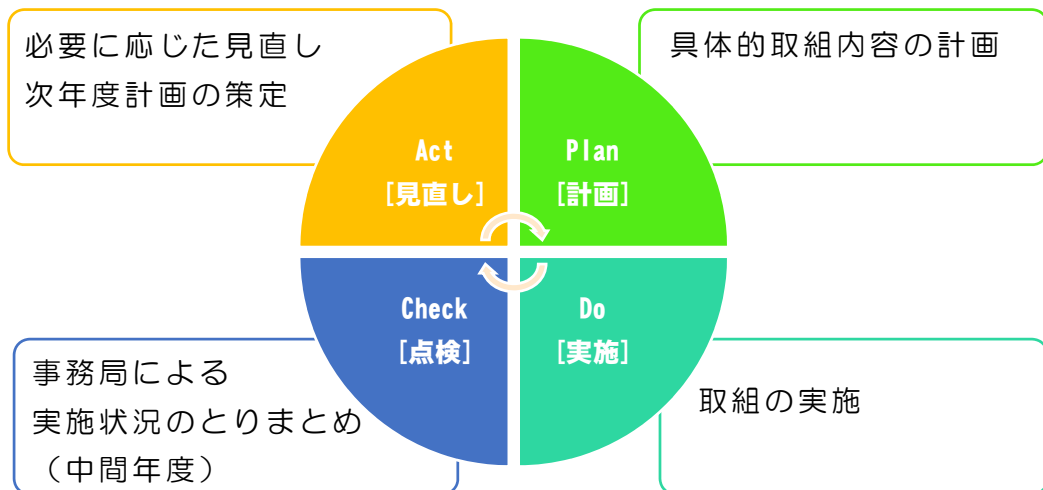
環境基本計画に関する事務は、生活環境課に事務局を置き、実施計画や進捗状況のとりまとめなど資料の作成や会議の招集等を行います。



【八溝川の清流】

## 第2節 計画の進行管理

大子町環境基本計画は、前述の組織体制により、計画(Plan)→実行(Do)→点検(Check)→改善・見直し(Act)の4つのステップを繰り返し、定期的に施策の進捗状況を点検・評価するとともに、必要に応じた改善を行い、計画の進行管理を行います。



【袋田の滝の四季】

# 資料編





◆ 大子町環境基本計画策定経過

期日	会議等	内容
平成 28 年 9 月 27 日	大子町環境基本条例施行	
平成 29 年 9 月 1 日～ 20 日	町民アンケート・ 事業者アンケート の実施	
平成 29 年 12 月 20 日	第 1 回環境審議会	諮問 議題 （1）大子町環境審議会について （2）大子町の環境に関するアンケート結果について （3）大子町環境基本計画の概要について （4）大子町環境基本計画作成スケジュールについて
平成 30 年 1 月 23 日	第 2 回環境審議会	議題 ○大子町環境基本計画（素案）について
平成 30 年 2 月 20 日	第 3 回環境審議会	議題 ○大子町環境基本計画（案）について
平成 30 年 3 月 20 日	答申	○大子町環境基本計画（案）について【答申】



【環境審議会の様子】

◆ 諮問書

大 生 環 発 1 3 号  
平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日

大子町環境審議会会長 様

大子町長 綿 引 久 男

大子町環境基本計画の策定について（諮問）

大子町環境基本計画の策定について貴審議会のご意見を賜りたく、大子町環境基本条例（平成 2 8 年条例第 1 6 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき諮問いたします。

（諮問理由）

当町は、平成 2 8 年度に「大子町環境基本条例」を制定し、条例第 8 条で環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「大子町環境基本計画」を定めることとしています。

今日の環境問題に対処し、豊かな自然環境を継承していくとともに、中・長期的な視野に立ち、健全で持続的な経済の発展を図りながら、町民・事業者・町が協働した環境負荷の少ない総合的な環境づくりを推進するため、「大子町環境基本計画」の策定について、貴審議会の意見を求めます。



◆ 答申書

平成30年3月20日

大子町長 綿 引 久 男 様

大子町環境審議会  
会長 松浦 幹夫

大子町環境基本計画（案）について（答申）

平成29年12月20日付け、大生環発13号をもって本審議会に諮問のあった「環境基本計画について、慎重に審議した結果、本案は妥当なものと認めたので、ここに答申いたします。

町長におかれましては、この答申に基づいて、大子町環境基本計画を策定し、町の目指すべき将来像「清らかな水と豊かな緑にはぐくまれ、自然とともにくらすまち大子」の実現に向け、計画を着実に推進するよう願います。

◆ 大子町環境審議会委員名簿

	氏 名	職 名	備 考
1	須藤 明	大子町議会文教厚生委員会副委員長	
2	松浦 幹夫	大子町企業連絡協議会会長	会長
3	片野 陽司郎	大子町商工会環境衛生部会長	副会長
4	神長 悦子	大子くらしの会会長	
5	近津 春美	学識経験者	
6	神長 智恵美	学識経験者	
7	仲野 朝美	大子町学校長会会長	
8	菊池 和則	大子町観光協会事務局長	

## ◆ 大子町環境基本条例

平成28年9月27日

条例第16号

### 目次

- 第1章 総則(第1条―第6条)
- 第2章 環境保全等に関する基本的施策(第7条―第17条)
- 第3章 大子町環境審議会(第18条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、自然に恵まれた本町の環境の保全及び向上(以下「環境の保全等」という。)について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに福祉の向上に貢献することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全等は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 現在及び将来の町民が本町の豊かな自然環境の恵みを享受できるよう、自然と人との共生を確保すること。
- (2) 健全で持続的な経済の発展を図りながら、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

(3) 町、町民及び事業者の地域における日常生活や事業活動は、地球環境全体に影響を及ぼすものであることを認識し、地球環境の保全に資する施策に積極的に参画すること。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、環境の保全等に自ら積極的に取り組むとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

2 町民は、その日常生活において、良好な水質の保全、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量その他環境への負荷の低減に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、環境の保全等に関する活動を積極的に推進し、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、事業活動を行うときは、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の適正な処理を行うとともに、その発生を抑制等を進めることにより環境への負荷の低減に努めるものとする。

## 第2章 環境保全等に関する基本的施策

(基本施策)

第7条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境を良好な状態に保持することにより、町民の健康を保護し、安全な生活環境を確保すること。

(2) 森林、農地、水辺等における多様な自然環境及び歴史的文化的な遺産を良好に保全すること。

(3) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護対策その他の地球環境の保全並びに資源及びエネルギーの有効利用を図ること。

(4) 廃棄物の減量及びリサイクルの推進を図ること。

(5) 町民の環境の保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全等に関する学習の機会の充実に努めること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大子町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全等についての目標及び施策の方向を示すものとする。

- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第18条に規定する大子町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(公害の防止)

第9条 町は、町民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、公害の原因となる行為及び環境の保全上の支障を及ぼすおそれがある行為に対し、必要に応じ規制等の措置を講ずるものとする。

3 町は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情の円滑な処理に努めるものとする。

(自然環境の保全)

第10条 町は、森林、農地、水辺等における多様な自然環境の適正な保全に努めるとともに、野生動植物の生息又は生育に配慮し、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(良好な景観の形成等)

第11条 町は、自然環境に配慮した良好な景観の形成が図られるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進)

第12条 町は、環境美化を促進するため、ごみの投棄の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第13条 町は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、町民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第14条 町は、町民及び事業者が良好な環境の保全等についての理解を深めるとともに、これに関する活動が促進されるように、環境の保全等に関する教育の推進及び広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(町、町民及び事業者の協働)

第15条 町、町民及び事業者は、良好な環境の保全等に関する取組を推進するに当たっては、互いに協働するとともに、主体性を持って実施するよう努めるものとする。

2 町は、町民及び事業者が自発的に行う良好な環境の保全等に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 町は、環境の保全等に関する情報を町民及び事業者に提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第17条 町は、環境の保全等のための広域的な取組を必要とする施策については、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

### 第3章 大子町環境審議会

(環境審議会)

第18条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、大子町環境審議会(以下「環境審議会」という。)を置く。

2 環境審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 公害対策に関すること。
- (3) 自然環境の保全に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に係る基本的事項に関すること。

3 環境審議会は、前項に定める事項に関し、町長に答申するとともに、必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

4 環境審議会は、関係機関、団体の役職員、学識経験者、その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町規則に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ◆町民アンケート結果

配布数：450 通

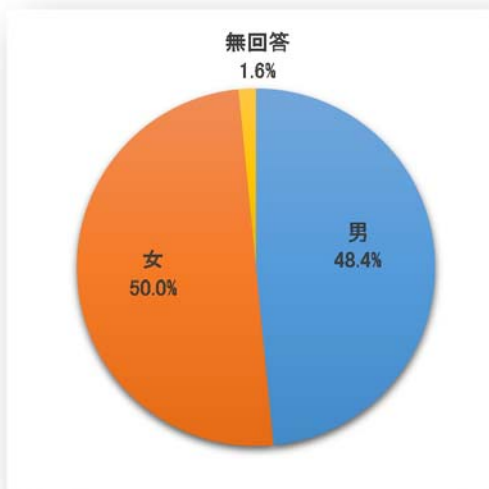
配布期間：平成 29 年 9 月 1 日～20 日

返信数：192 通

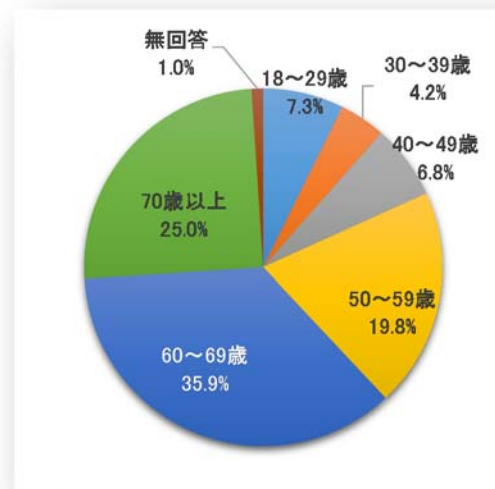
回収率：42.7%

### 質問1 回答者の属性について

(1) 性別



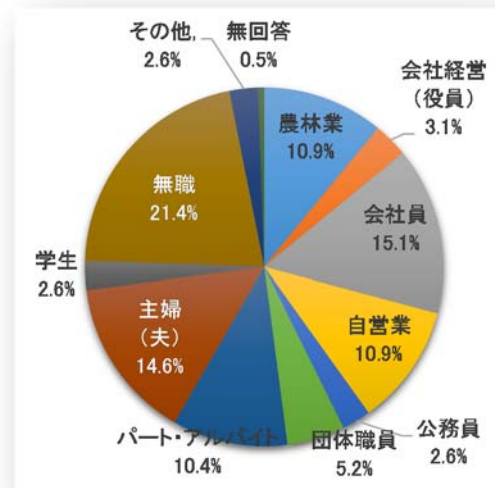
(2) 年齢



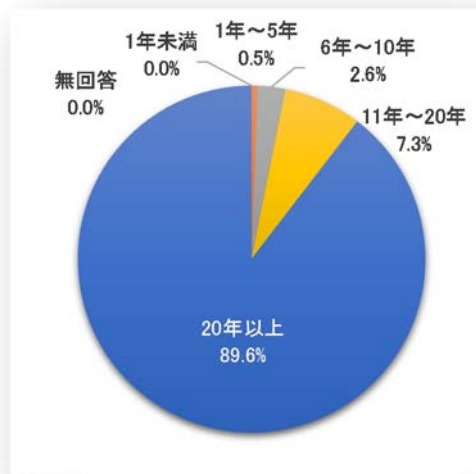
(3) 地域



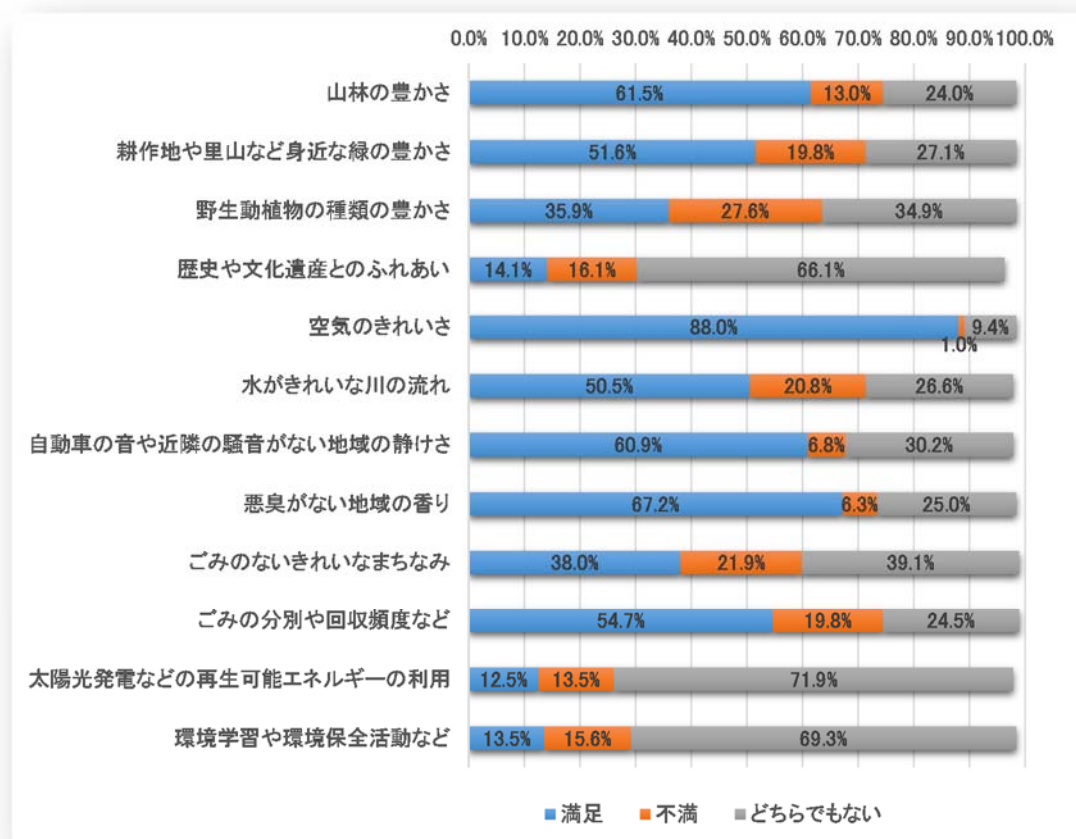
(4) 職業



(5) 居住年数



質問 2 地域の環境について



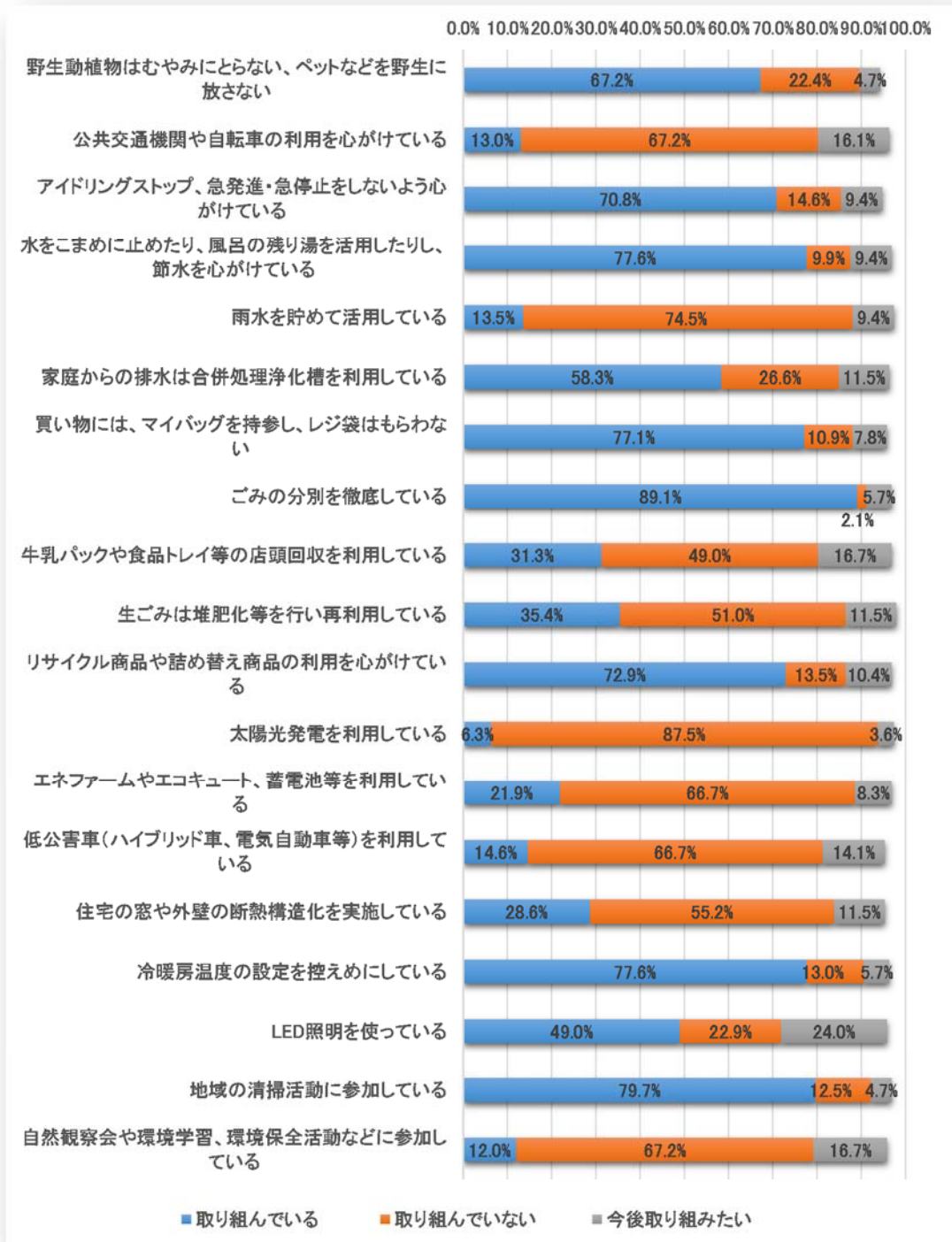
自然豊かな本町を象徴するように、「空気のきれいさ」「悪臭がない地域の香り」「山林の豊かさ」など、自然環境に関する項目の満足度が高くなっています。

不満に関しては 20%前後の項目が多く、突出した項目はありませんでしたが、「太陽光発電などの再生可能エネルギー\*の利用」「環境学習や環境保全活動など」



「歴史や文化遺産とのふれあい」の項目は「どちらでもない」との回答が突出しています。

質問 3 環境保全の取組について



ごみの分別や地域の清掃活動など、労力の提供によって可能な項目の実施率が高く、太陽光発電やエコキュートなど費用が必要な項目の実施率が低い傾向にあります。

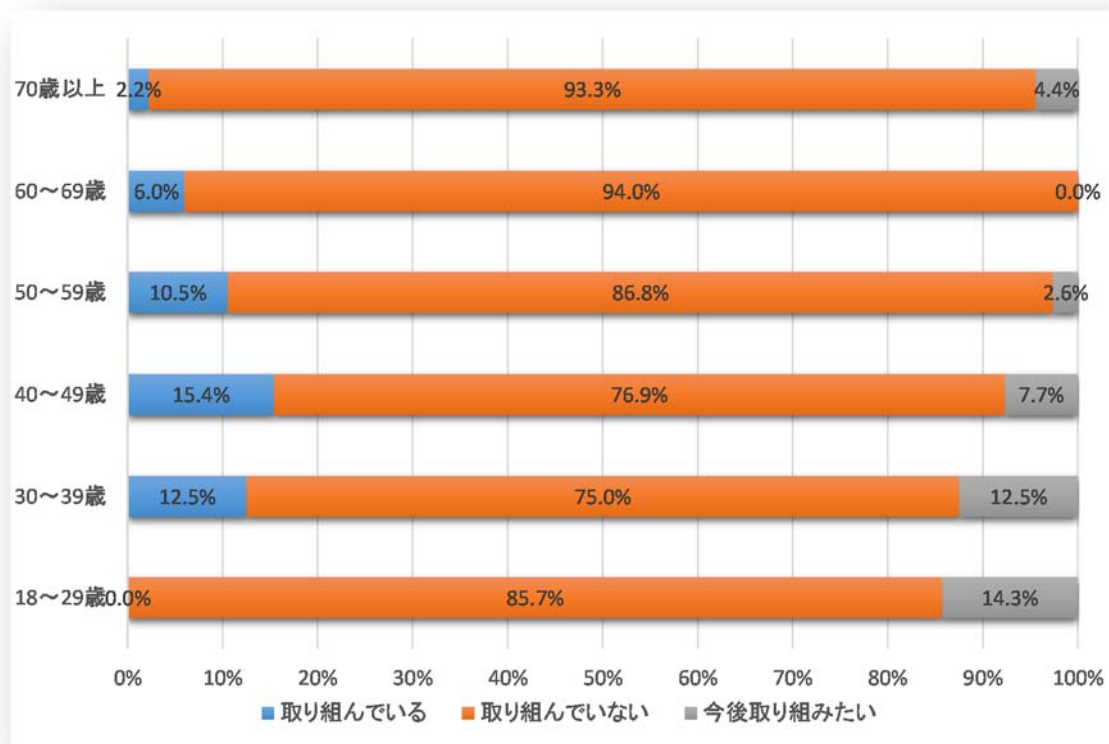
LED\*照明の使用，公共交通機関の利用，牛乳パック等の店頭回収，自然観察会等の取組意欲は他の項目と比較してやや高いことから，今後環境整備の検討が必要かと思われます。

なお，本町が取り組んでいる生ごみ処理容器等購入補助金に関する取組は実施率がやや低いことから，更なる情報の提供等が必要と考えられます。

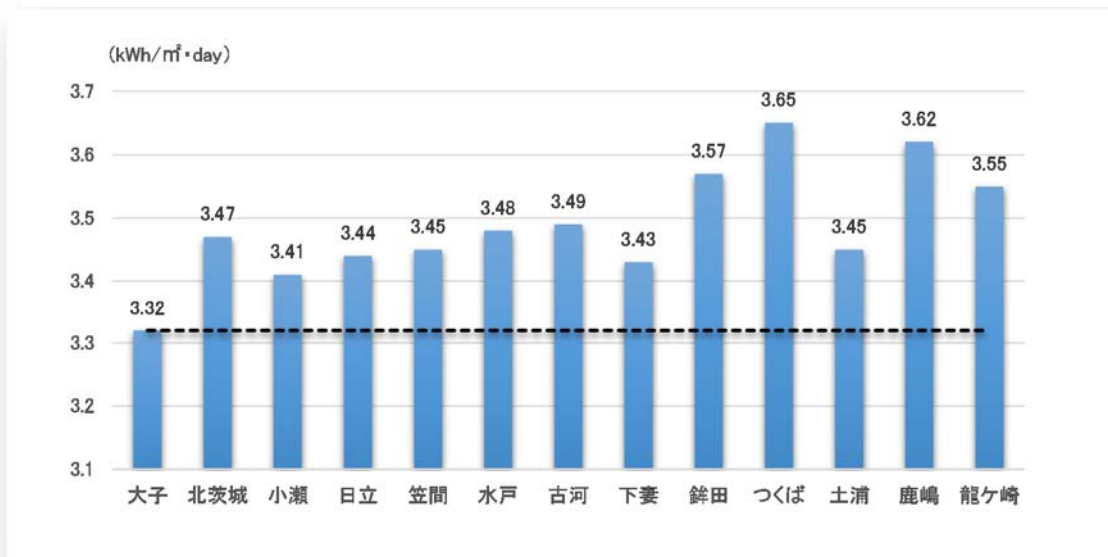
### 環境保全の取組の検証

#### ○太陽光発電を利用している

取り組んでいるとの回答が少なかった太陽光発電について，年齢別の回答を確認しましたが，各世代間での回答に大きな違いはありませんでした。



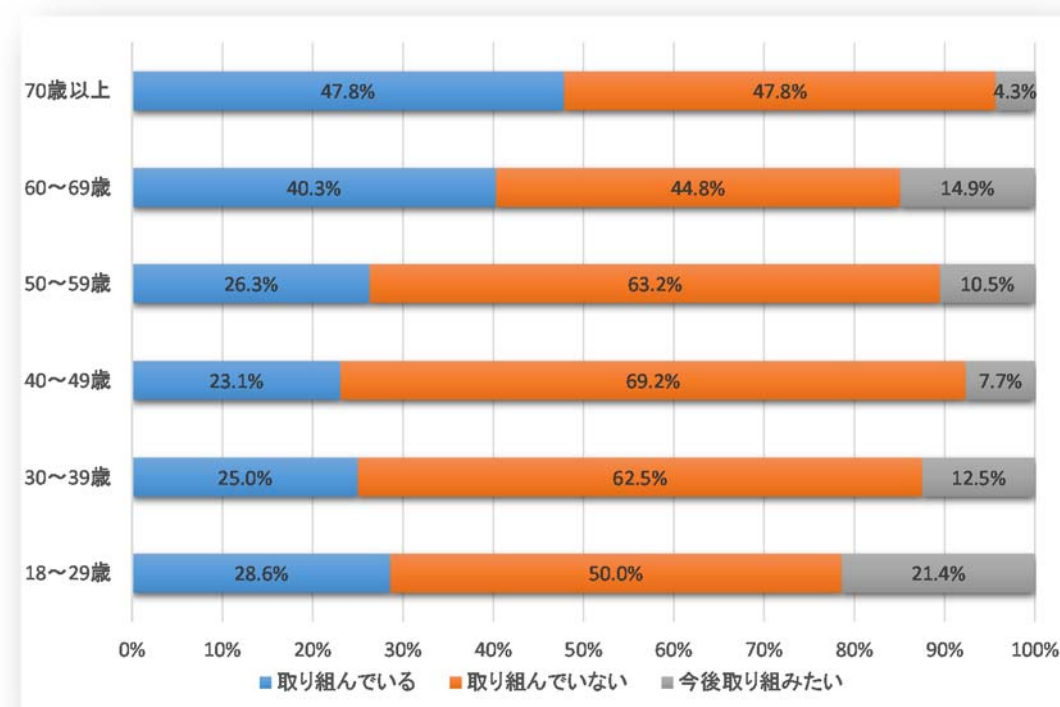
NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が公表している日射量データベース閲覧システム（29年間（1981～2009年））の日射量データベースによると大子の日射量は県内で最も少なくなっています。



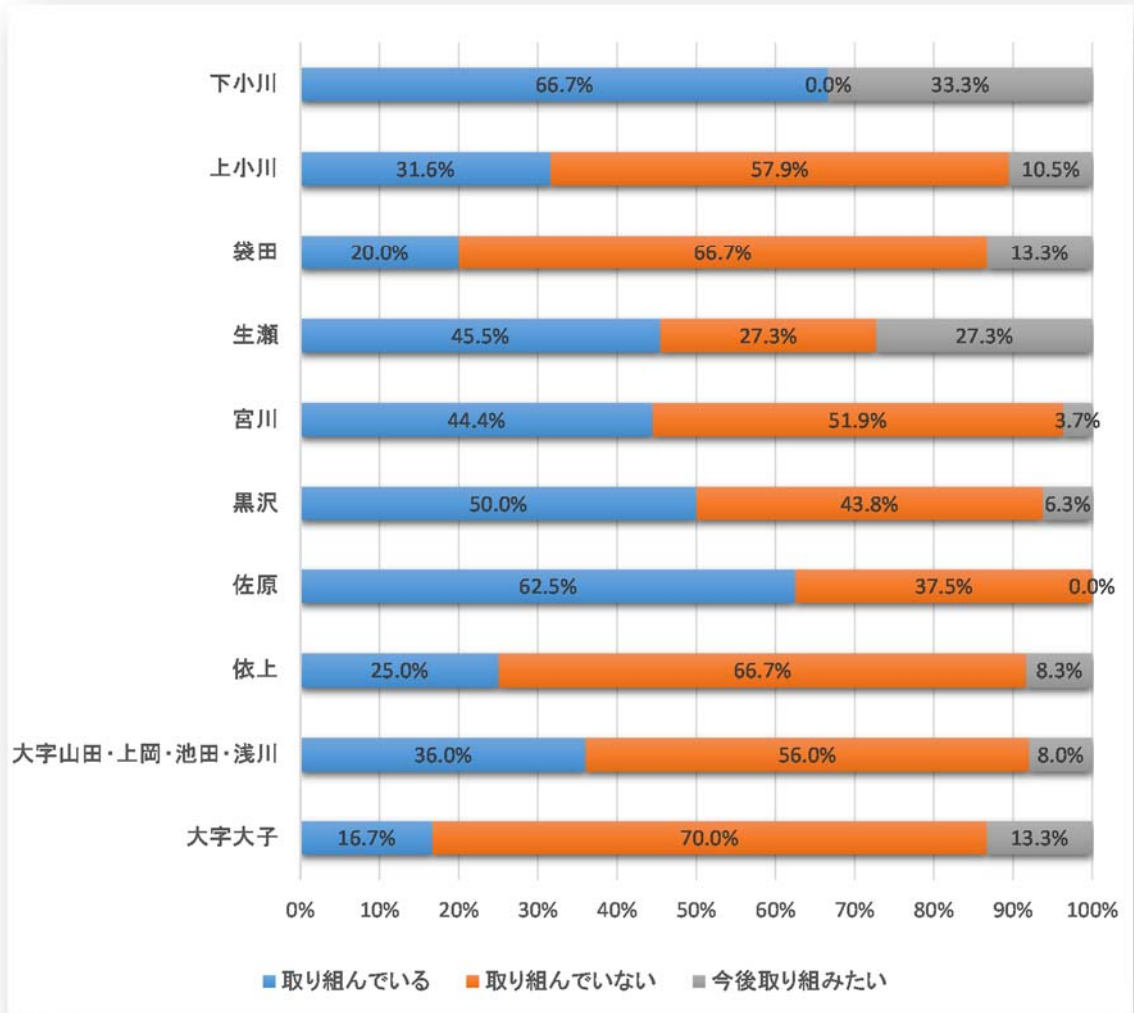
○生ごみは堆肥化等を行い再利用している

町では生ごみ処理容器等購入等に対して補助金を提供していますが、生ごみの堆肥化については、取り組んでいるとの回答は35.4%に止まりました。

年齢別に確認すると、18～29歳、60～69歳、70歳以上の実施率が高くなっていました。また、今後の取組意欲は、18～29歳、60～69歳で高い結果となりました。



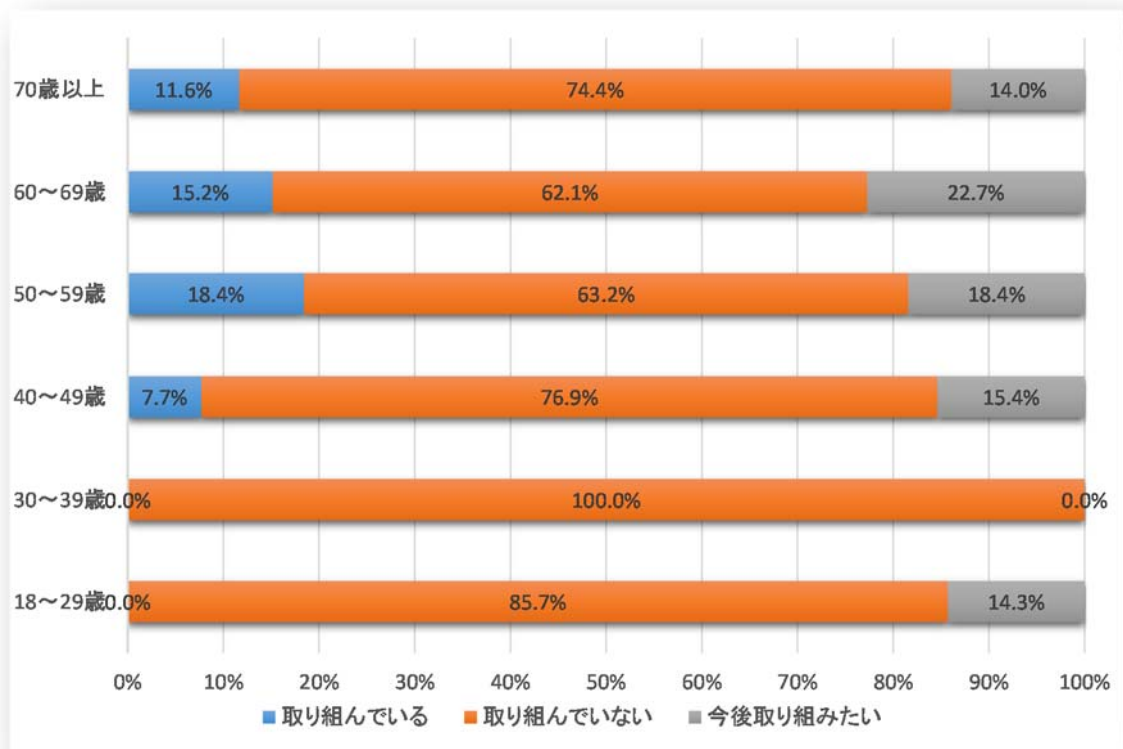
地域別に確認すると、大字大子地域、依上地域、袋田地域で実施率が低い結果となりました。



○自然観察会や環境学習，環境保全活動などに参加している

自然観察会等への参加意欲（今後取り組みたいの回答）を年齢別に見ると，50～59歳，60～59歳が高い結果となり，30～39歳を除いて一定の意欲が見られました。

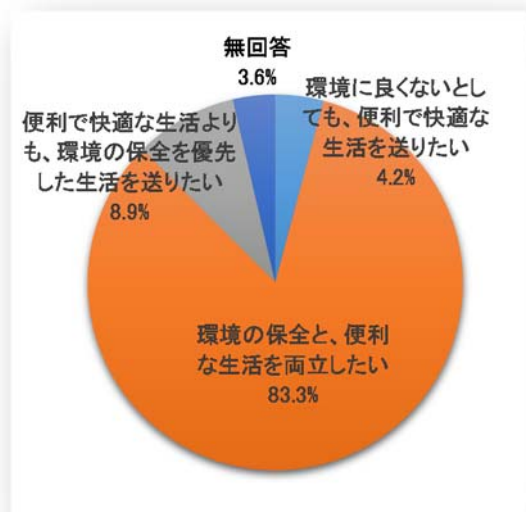
子育てや仕事に忙しい世代を除き，自然観察会等への要望が一定数あるものと考えられます。



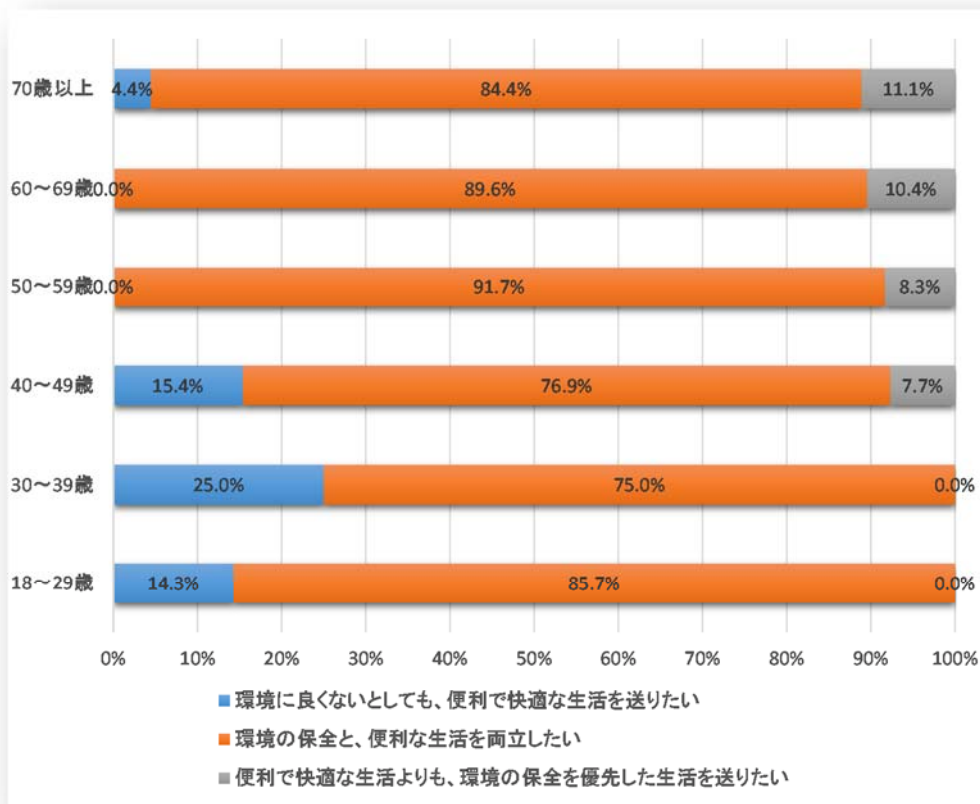
#### 質問 4 環境の保全と生活の便利さについて

約8割の人が環境の保全と便利な生活の両立を望む結果となりました。

また，利便性最優先と環境最優先の考え方では，約2倍の人が環境最優先を望む結果となっています。

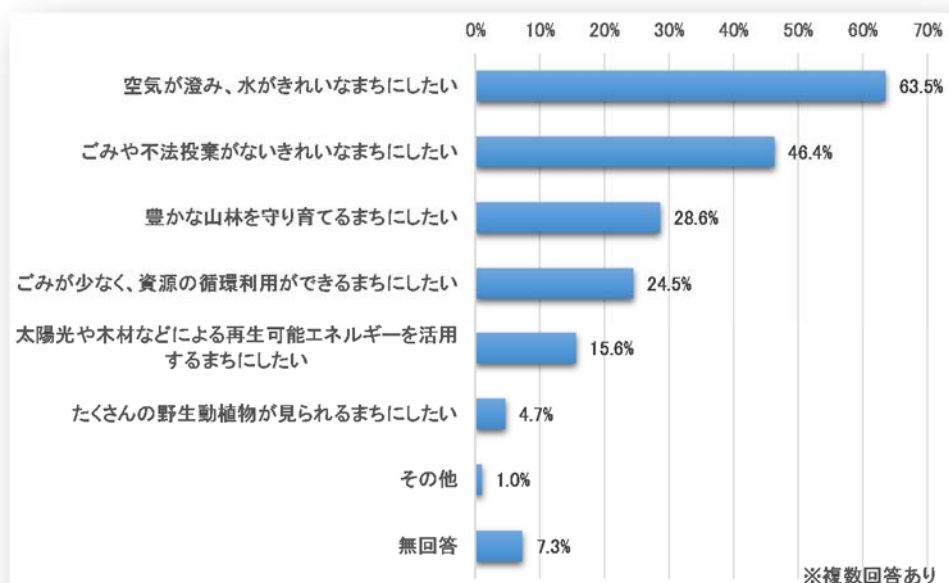


年齢別の傾向としては、若い世代ほど利便性を優先し、高い年齢ほど環境保全を優先する傾向が見られました。



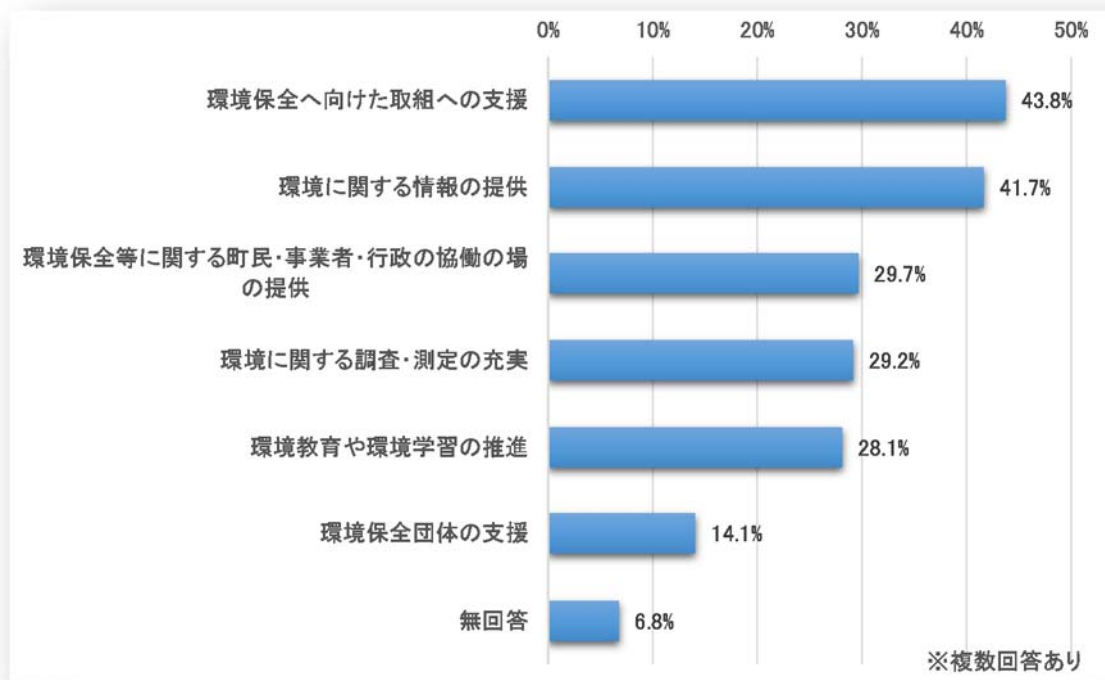
#### 質問5 大子町の環境の将来像

現在の自然豊かな大子町を守りたいとの意見が最も多い一方で、ごみや不法投棄のないまちを望む声が2番目に多いことから、ごみや不法投棄が多い現状もうかがえます。



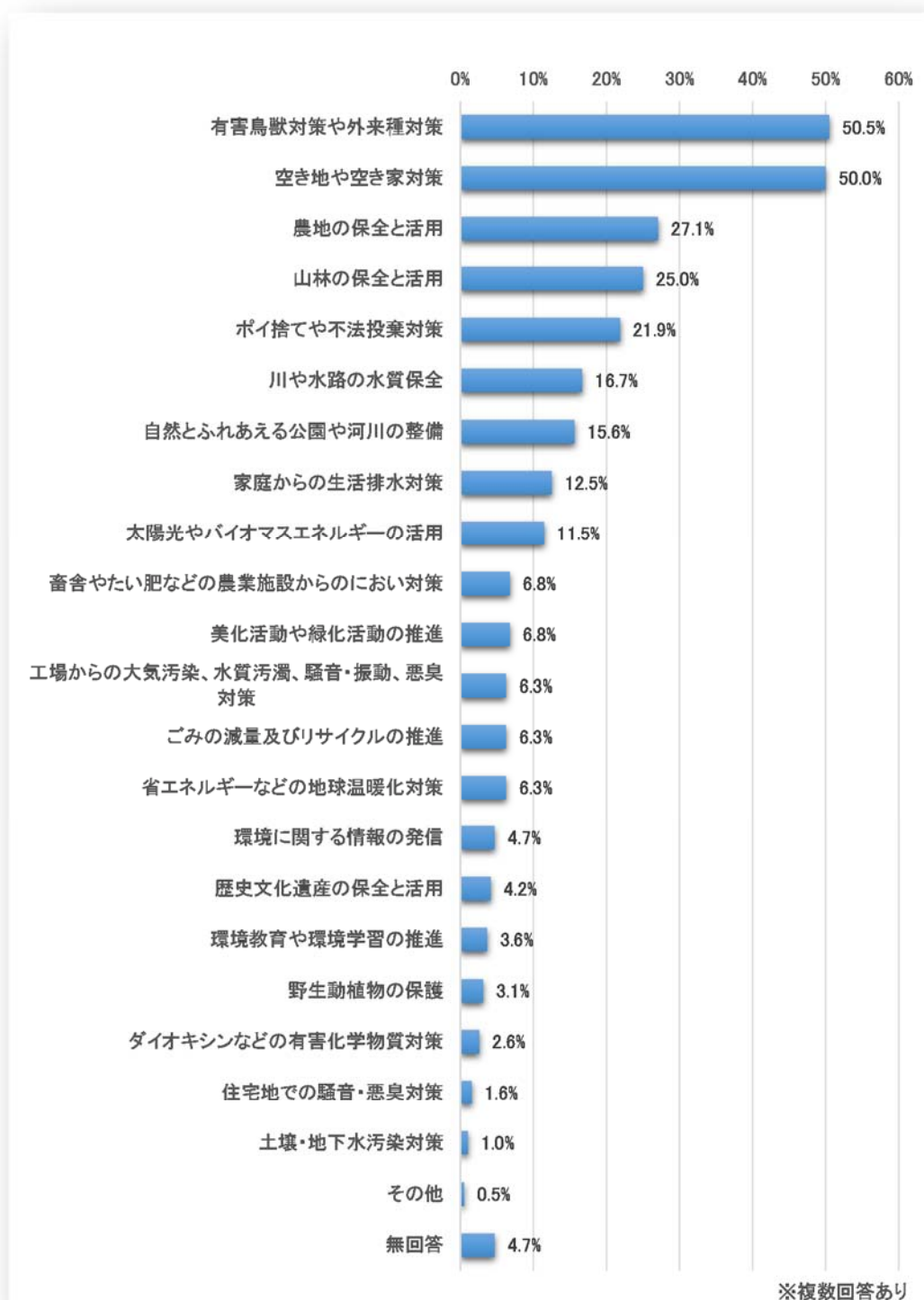
質問 6 大子町（行政）に望むこと

環境保全の取組に対する支援と環境に関する情報の提供がともに4割を超える結果となりました。



質問 7 優先して取り組む必要があること

有害鳥獣や外来種\*対策と空き地や空き家対策がともに5割を超える結果となり、この2点が大きな課題であると考えられます。





◆事業者アンケート結果

配布数：50 通

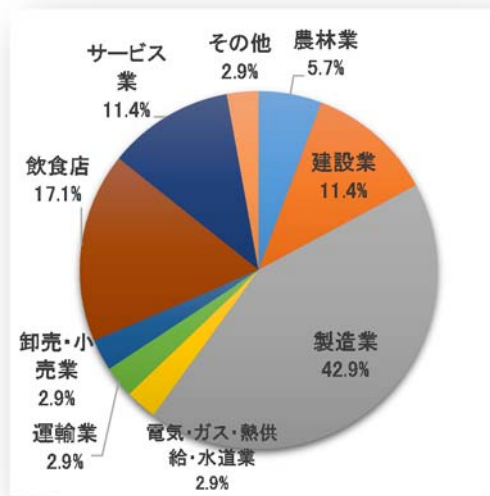
配布期間：平成 29 年 9 月 1 日～20 日

返信数：37 通

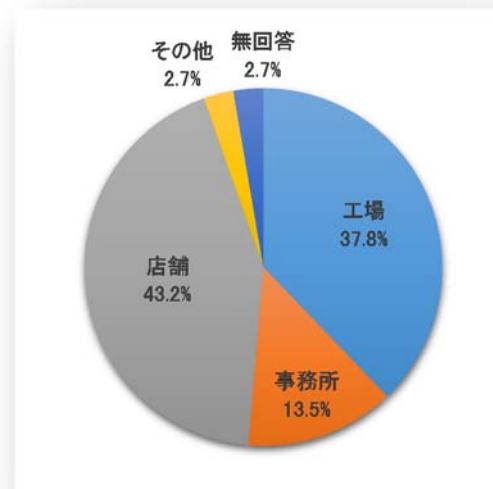
回収率：74.0%

質問1 回答した事業所の基本情報について

(1) 業種

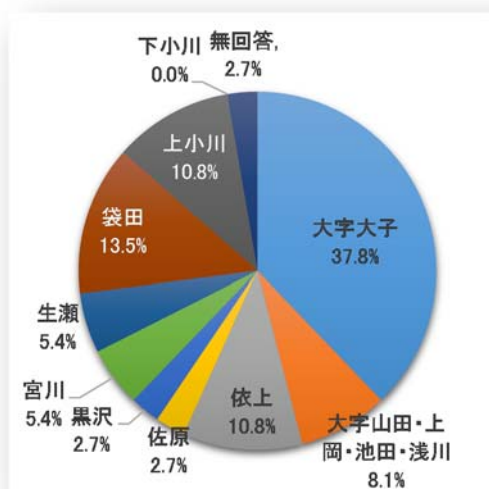


(2) 事業所の形態

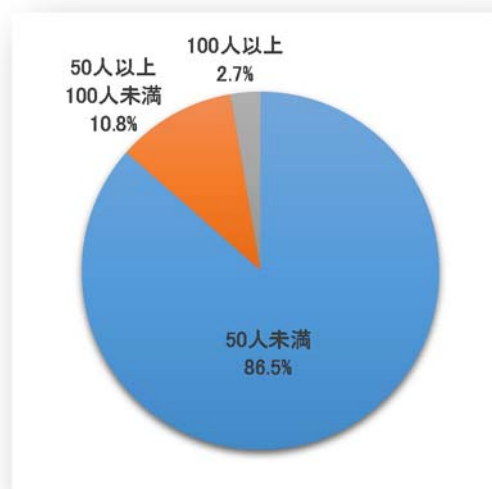


「情報通信業」「金融・保険業」「不動産業」  
「教育・学習支援」「医療・福祉」は回答なし

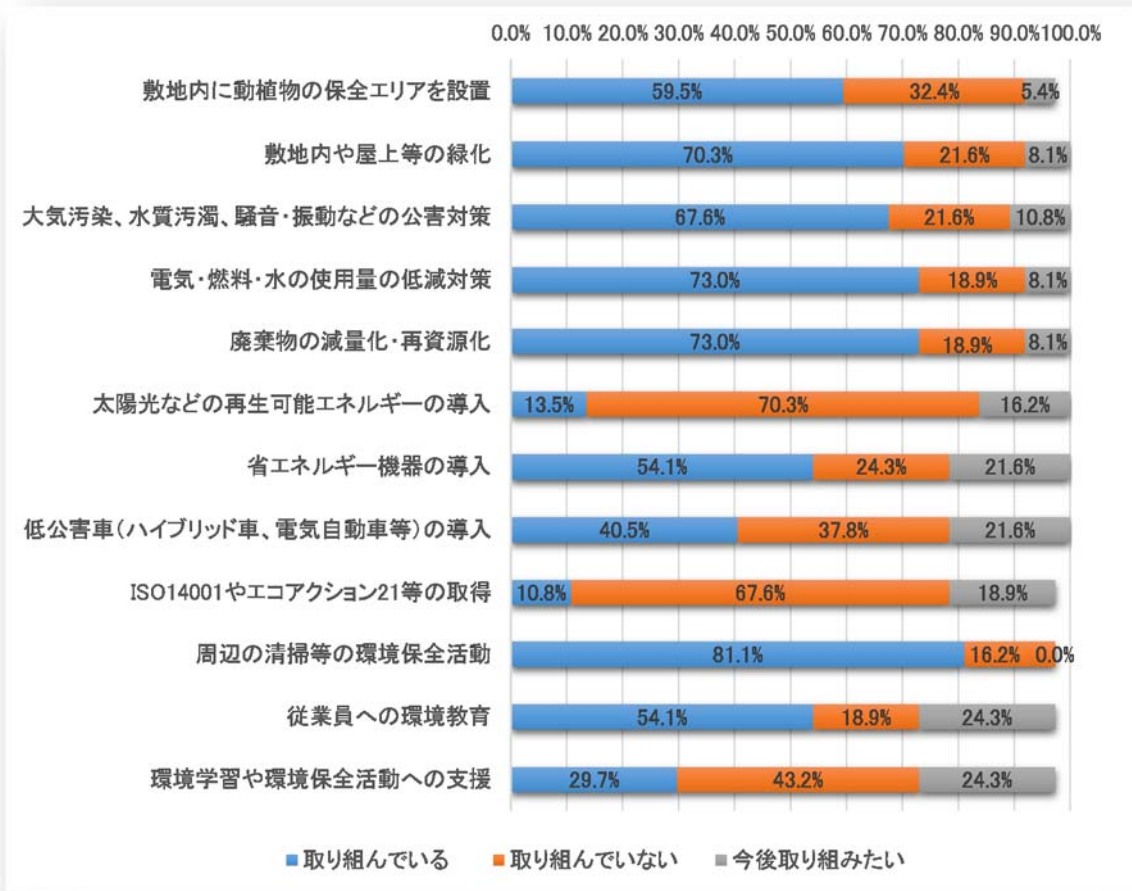
(3) 地域



(4) 従業員数



問 2 環境保全の取組について



全体的に「取り組んでいる」の回答が多く、環境に対する意識が高い事業所が多いと考えられます。その中で、「太陽光などの再生エネルギーの導入」「ISO14001\*などの取得」「環境学習等への支援」が低い結果となっています。

太陽光発電については、町民アンケート結果でも示したように、本町が県内で最も日射量が少ないことが影響している可能性が考えられます。

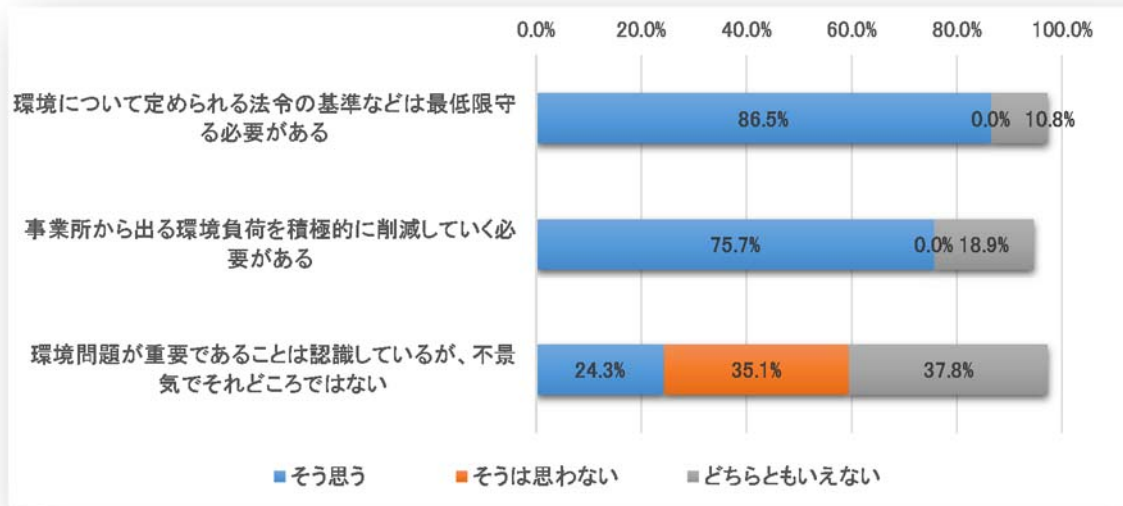
ISO14001等の取得については、回答事業所の約8割が50人未満の事業所であることから、その費用対効果に疑問があるのかも知れません。必要があれば、エコアクション21\*や茨城エコ事業所登録制度\*などの比較的安価で取得できる環境マネジメントシステム\*について説明会等を開き、理解度を向上させることも有効かと思われます。

環境学習等への支援については、現状、環境学習等の機会が少ない可能性が考えられます。事業所の力を借りて、環境学習等の機会を増やすことができるかも知れません。

### 質問3 環境問題に対する考えについて

全体的に環境に対する意識が高く、質問2と同様の結果となりました。しかしながら、環境法令遵守の必要性について、一部ではあるものの「どちらともいえない」との回答がありました。

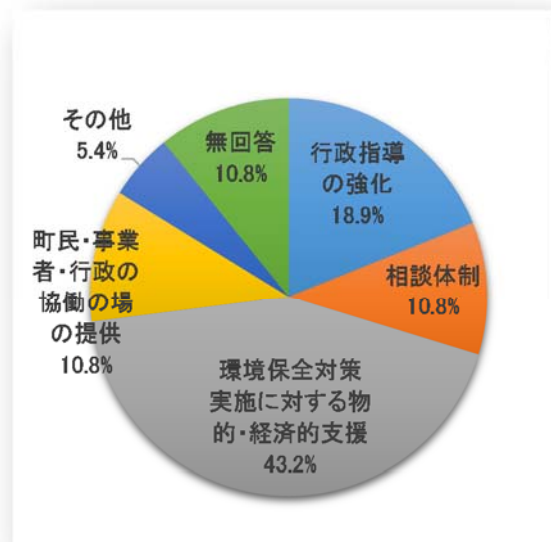
また、環境と景気の問題については、「不景気でそれどころではない」との回答が24.3%、「どちらともいえない」との回答が37.8%となりました。



### 質問4 太子町（行政）に望むこと

太子町（行政）に望むことで最も多かったのが、「環境保全対策実施に対する物的・経済的支援」で43.2%となり、その他の項目は概ね10%台となりました。

何事も限界がありますが、出来る範囲での様々な支援が必要かも知れません。



## ◆用語解説

### あ行

#### ISO14001（あいえずおー）

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格、事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組みをいいます。

#### アスベスト

アスベスト(石綿)は、天然にできた鉱物繊維で「せきめん」「いしわた」とも呼ばれています。

極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材（吹き付け材、保温・断熱材、スレート材など）、摩擦材（自動車のブレーキライニングやブレーキパッドなど）、シール断熱材（石綿紡織品、ガスケットなど）といった様々な工業製品に使用されてきました。

しかし、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では、原則として製造・使用等が禁止されています。

#### 一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第2項において、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

#### 茨城エコ事業所登録制度

地球温暖化や廃棄物の増加など、環境問題に対する意識向上のため、茨城県で実施している登録制度です。環境負荷の低減に配慮した取組を積極的に実践している事業所を登録し、広く県民に紹介することにより、環境への負荷の少ない社会づくりを目指しています。

#### 茨城エコ・チェックシート

省資源、省エネ、節水の実践などエコライフに取り組むための知恵とヒントが数多く紹介された茨城県で発行する家庭向けのチェックシートをいいます。

#### エコアクション21

環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法に取り組んでいる事業者等を認証し登録する制度です。特に、中小事業者に広がっています。

#### エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産を計画し、知事の認定を受けた農業者をエコファーマーといいます。

#### NPO 法人（えぬぴーおー）

特定非営利活動法人ともいい、特定非営利活動促進法に基づいて法人格を与えられた特定非営利活動を行う団体のことをいいます。特定非営利活動とは、法令で定めた20種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするものです。

#### LED（えるいーでいー）

通常の電球や蛍光灯にかわり、省電力で長寿命な発光ダイオードを用いた照明のことで、省エネルギーの効果が高いことから、全国の公共機関等で採用されています。

## 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が主な7物質となります。

## か行

### 外来種

外国に分布していた生物のうち、なんらかの要因で日本にも分布するようになった種のことです。移入種と外来種には差異はないものとするものや、外来種は人為的要因が強く、移入種は自発的要因を含むとしているものもあります。

### 化石燃料

生物の死骸や枯れた植物などが地中で変質してできた燃料のことをいいます。石油や石炭、天然ガスなどがあり、エネルギーの約85%は化石燃料から得ていますが、大気汚染や地球温暖化、酸性雨などの原因となるほか、再生産ができず有限であることから、使用量の削減や化石燃料に代わる新たなエネルギーの確保が課題となっています。

### 合併処理浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のことです。生活排水は、河川などの水質汚濁の原因となっており、浄化槽法の改正により（平成13年度施行）、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。

### 環境基準

環境基本法の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持

されることが望ましい基準をいいます。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めています。ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められています。

### 環境マネジメントシステム

企業などが環境保全のための行動を計画、実行、評価するために方針や目標、計画などを定め、これを実行、点検して見直すシステムのことをいいます。

### 光化学オキシダント

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒドなどの酸化力の強い大気汚染物質のことをいいます。眼や気道の健康障害が起こる光化学スモッグなどの原因になります。

## さ行

### 最終処分場

一般廃棄物又は産業廃棄物を埋め立てるための場所、施設及び設備の総体をいいます。産業廃棄物の最終処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「安定型」「管理型」及び「遮断型」の3つの種類に区分され、それぞれ埋め立てることができる産業廃棄物の種類、構造基準及び維持管理基準が定められています。

### 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、中小水力や風力、バイオマス、地熱など、再生可能な特徴を持った次世代のエネルギーをいいます。

## 里地里山

都市と自然との間に位置する山あいなどの集落（民家）とこれらを取り巻く林地や農地、川、池などを1つのまとまりとして捉えた地域概念のことをいいます。一般的に、集落を取り巻く林地を里山、それに農地などを含めた地域を里地と呼んでいます。

## 循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方をいいます。

## 3R（すリーあーる）

ごみの量を減らすための取組で、ごみの発生抑制（リデュース：Reduce）、不要になったものの再利用（リユース：Reuse）、ごみの再生利用（リサイクル：Recycle）の3つの頭文字を示したものです。

## 生物多様性

地球上の生物は、約40億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形作っています。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。生物多様性は、生態系のバランスを維持する上で重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしています。

## た行

### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称のことです。ごく微量でも発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質を持つと言われていています。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため、ごみ焼却施設などからの発生が問題となっています。

## 地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める効果があります。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、将来地球の気温が上昇し、洪水や暴風雨による被害増加、数億人規模の深刻な水不足、種の絶滅リスクの増加など、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

## 地産地消

地元生産、地元消費の略語で、地元で生産されたものを地元で消費するということです。地域の農業と関連産業の活性化により、農地及び森林の保全が期待されます。また、輸送による二酸化炭素の排出も減らすことができます。

地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源によって賄うことを、「エネルギーの地産地消」ともいいます。

## な行

### 二酸化硫黄

硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体で、SO<sub>2</sub>とも表記します。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こしたり、酸性雨のもとになるなど、公害の原因物質となります。

### 二酸化炭素

炭酸ガス又は無水炭酸ともいい、CO<sub>2</sub>とも表記します。無色、無臭の安定な気体で水に溶け、溶液は微酸性を呈します。大気中には約0.03%存在し、植物の光合成に欠くことのできないものです。しかしながら、人間が石油、石炭、天然ガスという化石燃料を大量に使うようになり、数十年前に比べると十数%程度増加し、引き続き増加の傾向にあると言われていています。

## 二酸化窒素

物の燃焼により空気中に含まれる酸素と窒素から発生し、高温になるほどその発生量は多くなります。主な発生源は、工場及び自動車で、呼吸器系の疾患の原因となっています。NO<sub>2</sub>とも表記します。

## は行

### BOD（びーおーでいー）

水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示します。生物化学的酸素要求量ともいいます。

### 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒子の大きさが 2.5 μm 以下の非常に小さな粒子のことです。物の燃焼などにより排出されるものと、大気中での化学反応により生成されるもの、自然由来のものがあります。粒径が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく呼吸器系疾患のほか循環器系への影響が懸念されます。

### 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が 10 μm 以下のものです。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがあります。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。

### 放射性物質

放射線を出す性質を持つ物質のことで、その性質を放射能といいます。

## 太子町環境基本計画

---

発行年月：平成 30 年 3 月

編集／発行：太子町生活環境課

茨城県久慈郡太子町大字太子 866

T E L 0295-76-8802

F A X 0295-72-3550

ホームページ <http://www.town.daigo.ibaraki.jp/>

---







**大子町**